

【その他の災害対策編】

雪害対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

豪雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞を防止するとともに町民の生活環境の維持向上に資するため、主要幹線道路等の交通確保及び電力、通信の確保並びに緊急事態に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防に万全を期する。

第1節 雪害に強い地域づくり

(全部局)

第1 基本方針

地域の特性に配慮しつつ、豪雪等に伴う都市機能の低下及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等を防止し、雪害に強い地域づくりに努める。

第2 主な取組み

- 1 地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い地域づくりを進める。
- 2 冬期の道路交通を確保するため、迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
- 4 電力供給設備の雪害対策により電力供給の安定確保を図る。
- 5 ガス供給施設の安全性の確保、緊急時の点検体制の整備を図る。
- 6 雪害時における通信を確保するため、予防対策及び復旧体制の整備を図る。
- 7 豪雪時における医療を確保するため、体制の整備を図る。
- 8 雪害による農林産物の被害を防ぐため、適切な技術指導、啓発を図る。
- 9 建築物の所有者等に対し、安全対策の推進について、周知を図る。
- 10 豪雪時における児童生徒等の安全確保及び冬期における教育等の確保を図る。
- 11 文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。
- 12 雪害時における警備体制を確立するとともに交通規制を行う。
- 13 雪害に関する知識について町民に対し普及、啓発を図る。

第3 計画の内容

1 雪害に強い地域づくり

(1) 基本方針

地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い地域づくりを行う。

(2) 実施計画

ア 町、県及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴

その他の災害対策編

雪害対策編

- う 大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。
- イ 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努めるものとする。
- ウ 雪害に強い町土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進するものとする。
- エ 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進するものとする。
- オ 積雪寒冷の度が特に甚だしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行うものとする。
- カ 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行うものとする。
- キ 降雪期を前に、関係課長等で構成する「雪対策会議」を開催し、積雪・除雪時の対応を協議するものとする。

2 道路交通の確保計画

(1) 基本方針

積雪地帯の冬期の道路交通を確保するため、町、県、関係機関は除雪機械及び要員の確保を図り、除雪体制の強化に努める。

町、県及び関係機関は日頃から情報を共有し、特に、短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携のもと、迅速かつ適切に対応する。

(2) 実施計画

- ア 豪雪時の迅速かつ適切な除雪活動のため、町、県及び関係機関は連絡会議を設置し連携を図る。
- イ 豪雪時に病院、学校などへのアクセス道路、バス路線を確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施するよう、町、県及び関係機関が調整の上、除雪優先路線の選定を行う。
- ウ 池田町生活道路除雪計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には道路交通を緊急に確保し、道路機能の維持、回復を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与える恐れがある支障木の伐採等の対策を行う。
- また、町民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪を呼びかけるとともに排雪場所の周知を図る。

その他の災害対策編

雪害対策編

- エ 常設雪捨て場を確保するとともに、必要に応じ、臨時雪捨て場を設置する。
- オ 除雪機械の整備を行うとともに、町の道路環境に適した機械により除雪体制が効果的に行えるよう、民間の除雪機械の保有状況等を把握する。
- カ 厳しい気象条件の下で早朝又は夜間の除雪作業等は困難を伴うため、町民は、次の事項に留意して円滑な除雪作業に協力するとともに、住宅については自力除雪に努める。
- (ア) 路上駐車等、除雪の妨げになる行為はしない。
 - (イ) 道路除雪後、除雪された雪が凍結する前に、自ら住宅・車庫等から道路までの通路を確保する。
 - (ウ) 交通の支障となる道路への雪出しを行わない。
 - (エ) 下流において溢れる原因となる水路への雪捨てを行わない。
- キ 集中的な大雪に対しては、国〔国土交通省〕、地方公共団体は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。
- ク 集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。
- ケ 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。
- コ 町は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。

3 雪崩災害予防計画

(1) 基本方針

積雪地帯で発生する雪崩の被害を防止するため、雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。

(2) 実施計画

- ア 雪崩危険地区の点検を随時実施し、危険箇所における計画的な雪崩対策の推進を図る。
- イ 防災林の維持管理を図るとともに、育林中の防災林については関係住民の協力を得て計画的に管理を実施する。

その他の災害対策編

雪害対策編

4 通信の確保

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、線路設備、孤立防止用無線設備の巡回点検整備を行うほか、非常用可搬型無線機並びに移動用電源装置の整備等必要な措置を実施する。

(2) 実施計画

雪害の恐れのある地域の電気通信設備等について、支障木の伐採、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、災害の未然防止を図る。

5 医療の確保

(1) 基本方針

豪雪時における医療の確保を図る。

(2) 実施計画

患者輸送車の整備等を実施する。

6 農林産物対策

(1) 基本方針

雪害による農林産物の被害を防ぐため、生産者等に対し適切な技術指導を行う。

(2) 実施計画

ア 水稲、麦、果樹、野菜、花き及び飼料作物等に対する予防技術の指導を行う。

イ 雪害に対処するため、水稲、麦、果樹、野菜、花き及び飼料作物等に対する必要な応急対策技術の指導を行う。

ウ 積雪による園芸施設等の農業建物の倒壊を防止するよう指導する。

エ 健全な森林を育成するため、適地適木による森林造成及び適正な除伐、間伐の実施等に対し技術指導を行う。また、被害立木については、森林病虫害の発生を未然に防ぐため、適正な処理を行うよう指導、支援する。

7 建築物対策

(1) 基本方針

建築基準法施行細則第9条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について周知、指導を行う。

(2) 実施計画

ア 建築物の雪害防止のための指導、啓発を行う。

イ 災害を防止するため、多雪区域を重点に建築物の所有者等に対し安全対策

その他の災害対策編

雪害対策編

を周知する。

ウ 多数の者が利用する建築物の所有者に対し、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告制度の周知を図る。

エ 建築物パトロールを実施し、雪害防止のための指導を行う。

オ 建築物の所有者等が実施する安全対策

(ア) 建築基準法第12条第1項に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努める。

(イ) 雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努める。

8 教育等の確保

(1) 基本方針

学校等においては、児童生徒等の生命、身体の安全確保に万全を期するとともに、冬期における児童生徒等の教育等を確保するための対策を講ずる。

(2) 実施計画

県が実施する対策に準じて、町の防災計画等を踏まえ適切な対策を行う。

9 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、重要な文化財を指定・登録し保護しており、これら貴重な国民的財産を正しく次世代に継承していくことが必要である。

本町における指定文化財の中で、多雪地区あるいは山間地にある文化財建築物等については、積雪による破損や損傷の恐れがあるため適切な対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア 所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損又は損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努める。

イ 所有者等が実施する対策

定期的な点検を行い、危険箇所の応急修理、建造物の側面や土台を防護するための雪囲いを行う等の処置を講ずる。

10 警備体制の確立

(1) 基本方針

関係機関と緊密な連絡のもと対策を推進し、災害発生時に効果的な活動ができる体制の構築に努める。

その他の災害対策編

雪害対策編

(2) 実施計画

大町警察署、南部消防署、池田町消防団ほか関係機関と密接な連絡のもとに、災害発生時に円滑で効果的な行動がとれる体制をとる。

11 雪害に関する知識の普及・啓発

(1) 基本方針

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の町民の適切な活動及び町民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。このため、町民に対する雪害に関する知識及び雪害を予防する体制の普及・啓発並びに地域で連携して支援する体制の整備が必要であると共に、集中的な大雪が予測される場合は、町民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

(2) 実施計画

ア 降積雪時の適切な活動や除雪作業の危険性と対応策等について、町民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図るものとする。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の普及等を図るものとする。

また、自主的除雪に不安のある高齢者世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整えるものとする。

イ 集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、 災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

雪害においては、被害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにもつながる。

このため、適切な除雪の実施、雪崩災害の防止活動が必要である。

雪害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する体制を整備する。

第2 主な活動

- 1 迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施
- 2 雪害時における通信を確保するための活動の実施
- 3 豪雪地帯住民の安全確保を図るための活動の実施
- 4 冬期における児童生徒の教育の確保
- 5 文化財に積雪による破損等のおそれがある場合の応急活動の実施

第3 活動の内容

1 除雪等活動

(1) 基本方針

救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも、被害の拡大を防止し、緊急物資を被災者に供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

このため、迅速かつ効果的な除雪活動が求められる。

また、病院、学校などの主要施設へのアクセス道路や地域として必要なバス路線を確保するため、迅速かつ効果的な除雪活動を行う必要がある。

除雪活動を迅速かつ効果的に行うためには、路線の性格、降雪量、積雪深、交通障害の程度、除雪能力などを勘案し、作業量及び緊急度に応じた体制をとる。なお、関連する他の道路との整合は常に図るものとする。

(2) 実施計画

- ア 雪害に強い町域の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的、計画的に推進する。
- イ 雪崩による災害を防止するため施設等の整備を進めるとともに、雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進する。
- ウ 除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を実施する。

その他の災害対策編

雪害対策編

エ 降雪期を前に、関係部課長で構成する「雪対策会議」を開催し、積雪・除雪時の対応を協議する。

2 通信の確保

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、線路設備、孤立防止用無線設備の巡回点検整備を行うほか、非常用可搬型無線機並びに移動用電源装置の整備等必要な措置を実施する。

(2) 実施計画

雪害の恐れのある地域の電気通信設備等について、支障木の伐採、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、災害の未然防止を図る。

3 住民の安全対策、福祉対策

(1) 基本方針

雪下ろしや除雪作業の際の安全確保を図る。降雪が続き広域的除雪支援が必要な場合は、広範囲な地域住民による支援やボランティアによる支援を行う。

(2) 実施計画

ア 住民による自力除雪の際の危険防止について注意喚起等の広報活動を実施するものとする。

イ 広範囲な地域住民の参加及びボランティア等による雪処理のための支援を実施するものとする。

ウ 町は、平常時から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うこととする。

4 授業の確保等

(1) 基本方針

保育園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という。）においては、園児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア 学校長は、児童生徒及び保護者に対し確実かつ迅速に連絡体制をとる。

イ 学校長は、天候の急変に際して教育委員会と密接な連絡の上、始業、終業時刻の繰り上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとる。

その他の災害対策編

雪害対策編

ウ 学校長は、豪雪による交通機関の停止または遅延に際しては、遠隔地通学児童生徒等の実態を踏まえ、授業日の振替、始業・終業時刻の変更等、学校運営について弾力的に対応する。

エ 学校長は、山間部から通学する児童生徒等の生命保護のため、雪崩発生のおそれがあるときは気象情報等を伝達するなど事故防止に努める。

オ 積雪が一定量を超えると施設等の耐久度により破損するおそれがある場合、学校長は、これを防止するため雪下ろしを実施する。

なお、雪下ろしのいとまがない場合には、一時建物の使用を禁止する等の措置をとる。

5 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本県における国・県指定文化財（資料編参照）の中で、特に豪雪地帯あるいは山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがある場合は、適切な応急対策を講じる。

(2) 実施計画

所有者等が実施する対策として、積雪量が一定量を超えると、文化財建造物等の耐久度により破損や損傷のおそれがある場合、これを防止するため時期を逸しないよう雪下ろしを実施するものとする。

第3節 観測・予測体制の充実

(全部局)

第1 基本方針

雪を克服し、また、雪をより有効に利用するため、降雪量等雪に関するより迅速かつ正確な情報を提供できる体制が必要とされる。

また、複数の観測機関の協力による情報提供体制の整備を推進する。

第2 主な取組み

- 1 降積雪等に関する観測・予測体制の充実・強化を図る。
- 2 情報を提供する体制を整備する。

第3 計画の内容

1 観測・予測体制の充実強化

(1) 基本方針

降積雪状況を素早く把握する体制を整備するとともに、降積雪のデータの保存・整理を行う。

(2) 実施計画

ア 降積雪に関するデータを保存・整理する。

イ 長野地方気象台からの情報収集のほか、オンラインによる気象状況の正確な把握ができる体制を整備する。

ウ 道路利用者に対し、通行規制及び気象情報、路面情報等の雪道情報を、迅速かつ正確に提供する体制を整備する。

エ 道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

2 情報提供体制の充実

(1) 基本方針

関係機関相互の情報交換を促進するとともに、情報提供システムづくりを推進する。

(2) 実施計画

ア 地域に密着した情報を提供するため、関係事業者との協力関係の構築を図る。

イ 町民に対し、ホームページ等を利用した情報を提供する体制を整備する。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

雪害が発生し、又は発生する恐れがある場合の対応について、他の災害と共通する部分を除き、雪害に特有な事項について定める。

第1節 災害直前活動

(全部局)

第1 基本方針

雪害の発生への恐れがある場合は、円滑な災害応急対策を実施できるよう、気象警報・注意報等の迅速な伝達や避難誘導により、災害を未然に防止する活動を行う。

第2 主な活動

- 1 雪に関する気象警報・注意報等の円滑な伝達
- 2 町民の避難誘導等

第3 活動の内容

1 気象警報・注意報等の伝達活動

(1) 基本方針

長野地方気象台から発表される気象警報・注意報等について、関係機関に伝達するとともに、迅速な活動体制をとる。

なお、活動体制については、風水害対策編第1章第4節「活動体制計画」及び、第2章第3節「非常参集職員の活動」のとおりである。

(2) 実施計画

雪に関する気象警報・注意報の伝達は、風水害対策編第2章第3節「非常参集職員の活動」のとおりである。

2 住民の避難誘導等

(1) 基本方針

ア 積雪、降雪、融雪等の状況により避難が必要な場合は、適切な避難誘導を実施する。

イ 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、計画的・予防的な通行規制区間を設定するものとする。

その他の災害対策編

雪害対策編

(2) 実施計画

- ア 避難が必要な場合は、高齢者等避難、避難指示等の避難情報の発令を行う。
また、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施する。
- イ 住民への高齢者等避難、避難指示等の伝達に当たっては町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。
- ウ 必要に応じ、ヘリコプターによる避難を検討し、必要な場合は県に要請する。
- エ 町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、町民等が避難するための施設を開放し、町民等に対し周知徹底を図るものとする。

第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動

(全部局)

第1 基本方針

雪害においては、被害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにもつながる。

このため、適切な除雪の実施、雪崩災害の防止活動が必要である。

第2 主な活動

- 1 迅速かつ効果的な道路除雪活動
- 2 雪害時における通信を確保するための活動
- 3 冬期における児童生徒等の教育の確保
- 4 文化財の積雪による破損等の恐れがある場合の応急活動
- 5 応急活動を実施するための警備体制の確立
- 6 雪崩災害の発生及び拡大を防止するための活動

第3 活動の内容

1 除雪等の活動

(1) 基本方針

救助・救急・医療活動を迅速に行うため被害の拡大を防止するとともに、緊急物資を被災者に供給するため、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。このため、迅速かつ効果的な除雪活動が求められる。

また、病院、学校などの主要施設へのアクセス道路や地域として必要なバス路線を確保するため、迅速かつ効果的な除雪活動を行う必要がある。

除雪活動を迅速かつ効果的に行うためには、路線の特性、降雪量、積雪深、交通障害の程度、除雪能力等を勘案し、作業量及び緊急度に応じた除雪体制をとる。

なお、関連する他の道路機能の状況との整合を図る。

(2) 実施計画

池田町生活道路除雪計画の定めるところにより除雪体制を整備し、大雪時には迅速に道路交通を確保し、道路機能の維持を図る。

降雪・積雪がおおむね 10 cm以上になった時点を目安として、あらかじめ池田町から委託を受けた除雪業者等が出動し、除雪する。

なお、豪雪の場合は、除雪対策本部を設置し、町民総参加により除雪する。

ア 除雪方法及び除雪路線

除雪方法は、1次除雪から4次除雪に区分して行い、費用は町が負担する。

その他の災害対策編

雪害対策編

【1次除雪】	積雪量おおむね10cm以上20cm未満	町があらかじめ指定した主要な道路を除雪委託業者により除雪する。
【2次除雪】	積雪量20cm以上40cm未満	1次除雪の道路に加えて、町が指定した道路を除雪委託業者により除雪する。
【3次除雪】	積雪量40cm以上	町長を本部長とする除雪対策本部を設置し、町内にある除雪機械のフル活用並びに町民総出により除雪する。
【4次除雪】	排雪除雪ー積雪量が多く3次除雪に支障をきたす場合。	除雪対策本部会議で排雪路線及び排雪の時期等を決定し、関係者の協力のもと排雪除雪する。

イ 雪捨て場

町民の自主的な排雪に備えて、高瀬川河川敷に雪捨て場を確保する。

場所：① 「アルプス広場」サッカー場南（安曇病院西）

② 内鎌地籍「あづみ野広場」グラウンド北（安曇養護学校南西）

ウ 県道除雪

町内の県道4路線は、大町建設事務所の除雪委託業者等により除雪する。

- ・ 主要地方道大町明科線
- ・ 上生坂信濃松川停車場線
- ・ 原木戸安曇追分停車場線
- ・ 宇留賀池田線

なお、県道橋梁「高瀬川大橋（池田～松川）及び高瀬橋（池田～穂高）」の歩道は、主要な通勤・通学の歩道で凍結が激しいため、大町建設事務所との契約により、池田町が委託した業者が除雪する。

エ その他

（ア） 大雪の場合の通勤・通学・公共施設周辺の主要な歩道は、除雪対策本部の決定により除雪する。

（イ） 町は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促するとともに、必要に応じ支援を行うよう努めるものとする。

2 通信の確保

（1） 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、必要な応急措置を実施する。

（2） 実施計画

雪害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、被害の規模その他の状況により、必要な災害対策組織を配置し、通信の疎通確保と迅速な復旧に努める。

その他の災害対策編

雪害対策編

3 町民の安全対策、福祉対策

(1) 基本方針

雪下ろしや除雪作業の際の安全確保を図る。さらに降雪が続き広域的除雪支援が必要な場合は、広範囲な地域住民やボランティアによる支援を行う。

(2) 実施計画

ア 町民による自力除雪の際の危険防止について、注意喚起等の広報活動を行う。

イ 広範囲な地域住民の参加やボランティア等による雪処理のための支援を実施する。

4 授業の確保

(1) 基本方針

学校等においては、児童生徒等の生命、身体的安全確保に万全を期すとともに、冬期における教育を確保するための対策を講じる。

(2) 実施計画

ア 学校等の長は、天候の急変に際して町教育委員会等関係機関と密接な連絡のうえ、始業、終業時刻の繰り上げ、繰り下げ等適切な措置をとる。

イ 学校等の長は、豪雪による交通機関の停止又は遅延に際しては、遠隔地通学児童生徒等の実態を踏まえ、授業日の繰替、始業・終業時刻の変更等、学校等の運営について弾力的に対応する。

ウ 学校等の長は、山間部から通学する児童生徒等の生命保護のため、雪崩発生のおそれがあるときは気象情報等を伝達する等事故防止に努める。

エ 積雪が一定量を超えると施設等の耐久度によっては破損する恐れがあり、学校等の長はこれを防止するため時機を逸しないよう雪下ろし等を実施する。

なお、雪下ろしのいとまがない場合には、一時建物の使用を禁止する等の措置を講ずる。

5 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、重要な文化財を指定・登録し保護しており、これらは貴重な国民的財産を正しく次世代に継承していくことが必要である。

本町における指定文化財の中で、山間地にある文化財建造物等について積雪による破損や損傷のおそれがある場合は、必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

積雪量が一定量を超えると、文化財建造物等の耐久度により破損や損傷の

その他の災害対策編

雪害対策編

恐れがある場合、施設管理者及び所有者等はこれを防止するため、時期を逸さないよう雪下ろし等を実施する。

6 警備体制の確立

(1) 基本方針

関係機関と緊密な連絡のもと対策を推進し、雪害が発生し又は発生する恐れがある場合には、早期に警備体制を確立して、人命の保護を第一義とした活動に努める。

(2) 実施計画

大町警察署、南部消防署、池田町消防団等防災関係機関と連絡を密にし、被害を最小限にとどめるよう努める。

第3節 避難受入活動にあたっての雪害災害等に対する配慮

(全部局)

第1 基本方針

災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合には、安全が確保されるまでの間、被災者の当面の居所を確保する必要があるが、避難受入等にあたっては、雪害の特性に応じた配慮を行う。

第2 主な活動

避難受入等にあたっては、雪崩等の危険箇所について配慮する。

第3 活動の内容

(1) 基本方針

雪害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の避難受入等にあたっては、雪崩等の危険箇所について十分配慮して行う。

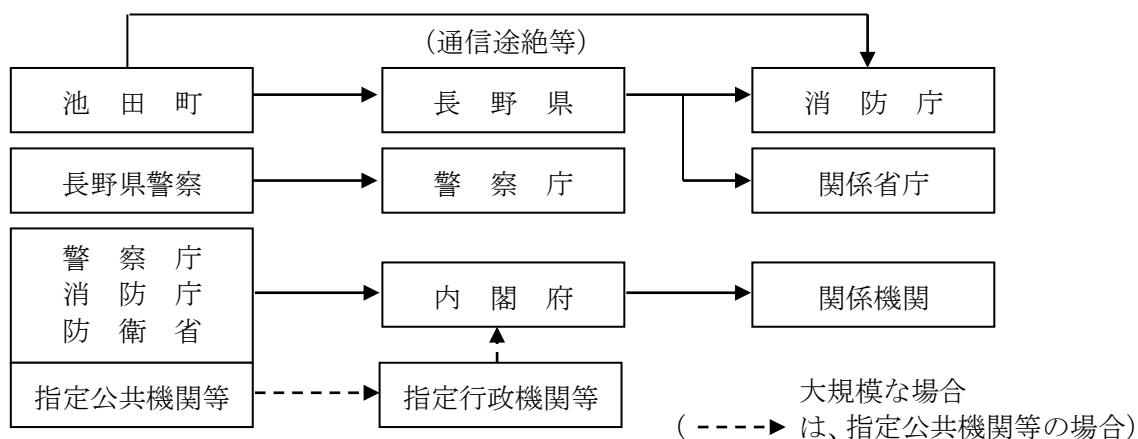
(2) 実施計画

ア 避難誘導にあたっては、町民に対して雪崩等の危険箇所の所在等の避難に関する情報を提供する。

イ 指定避難所の開設にあたっては、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い場所に設置するものとする。

第4 雪害における連絡体制

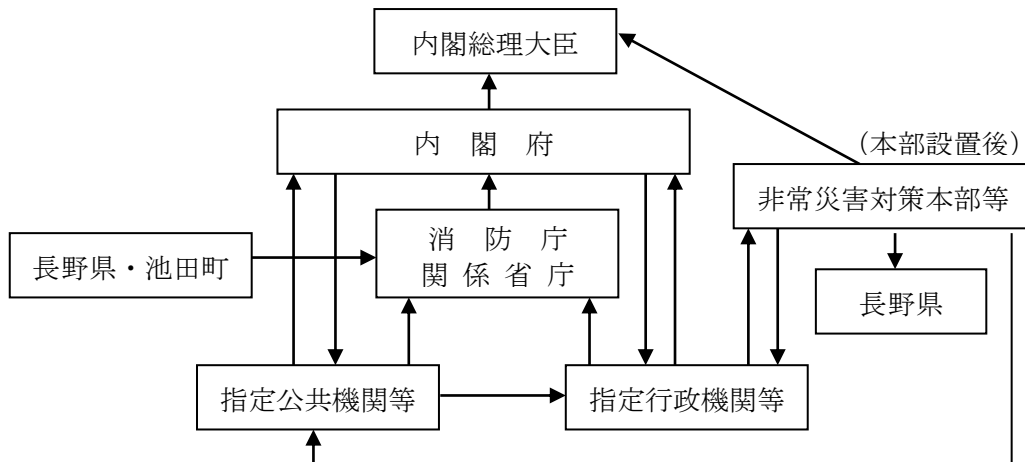
(1) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



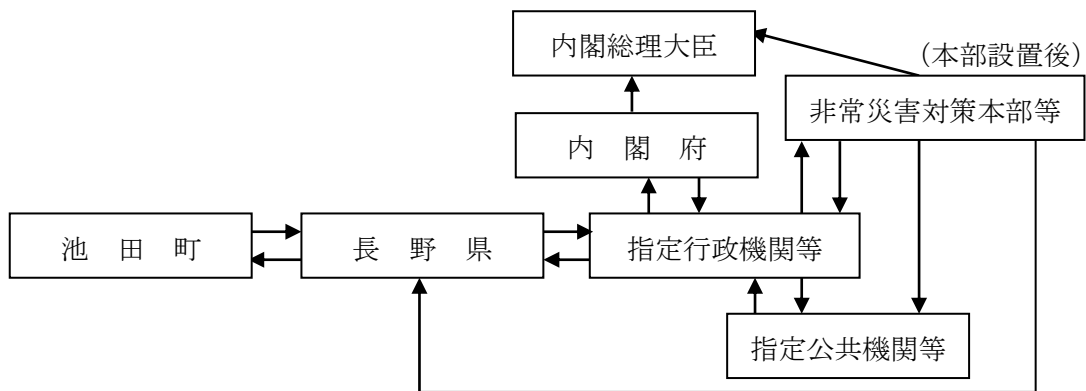
その他の災害対策編

雪害対策編

(2) 一般被害情報等の収集



(3) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村等との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

航空災害対策編

第1章 災害予防計画

(全部局)

基本方針

航空運送事業者等の運航する航空機の墜落等万が一の事故発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、捜索、救助、救急、消火活動を行う関係機関の資機材の整備等に努め、航空災害の予防に万全を期する。

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

第1 基本方針

町・県及び航空運送事業者等は、情報の収集・連絡体制の整備、情報の分析整理について必要な体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 関係機関及び機関相互における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、発災現場等や民間企業、報道機関、町民等からの情報収集体制の整備を行う。
- 2 機動的な情報収集活動を行うため航空機、無人航空機、車両、画像情報収集の体制を整備する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 基本方針

町・県及び航空運送事業者等は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や町民等からの情報の収集体制の整備を行う。

(2) 実施計画

県及び関係機関と連携し、情報収集に努める。

2 情報収集を行うための情報収集手段の整備

(1) 基本方針

航空機が消息を絶つ等、遭難が想定される場合は、上空からの捜索が有効であり、機動的な情報収集が行えるよう、航空機等の有効利用ができる体制づくりを行う。

(2) 実施計画

県及び関係機関と連携し、情報収集に努める。

第2節 災害応急体制の整備

(全部局)

第1 基本方針

町・県及び航空運送事業者は、あらかじめ、非常時の職員の体制、救助・救急医療、消火活動に必要な体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制をあらかじめ整備する。
- 2 空港管理者、消防・警察機関及び医療機関は、救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄等に努める。
- 3 関係機関への的確な情報伝達活動に努める。

第3 計画の内容

- 1 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制
 - (1) 基本方針
町、県及び航空運送事業者は、非常参集体制の整備及び防災関係機関相互の連携体制をあらかじめ整備する。
 - (2) 実施計画
職員による迅速な活動体制を整備し、特に勤務時間外においても迅速に対応できる体制とするとともに、必要に応じて随時見直しを行う。
- 2 救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄
 - (1) 基本方針
町、県、医療機関等の救助、救急関係機関は、各種活動を迅速、的確に実施するため、必要な資機材の整備に努める。
 - (2) 実施計画
応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- 3 関係者への的確な情報伝達活動
 - (1) 基本方針
空港管理者及び航空運送事業者は、航空事故に関する情報を常に伝達できるよう体制を整備する。
 - (2) 実施計画
空港内外の事故の発生に際しては、県及び関係機関と提携し、必要な情報の収集に努める。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

航空機墜落等の大規模な事故により多数の死傷者が発生した場合に、迅速かつ的確に捜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限にとどめる。

第1節 情報の収集・連絡・通信の確保

(全部局)

第1 基本方針

町、県及び航空運送事業者等は、事故発生の情報及び被害の状況について情報を得た場合は、速やかに関係機関へ情報を伝達する。

第2 主な活動

- 1 町及び県は、航空機や無人航空機、画像情報による情報収集を行うとともに、被害規模に関する概括的情報を関係機関へ報告する。
- 2 町及び県は、応急対策の活動状況を相互に連絡し合うとともに、国土交通省等非常災害対策本部との情報交換に努める。

第3 活動の内容

1 関係市町村等への連絡等

(1) 基本方針

県や国土交通省等からの災害発生情報を得て、情報収集体制を早期に確立する。

(2) 実施計画

- ア 災害発生後、県等関係機関と連携し必要な体制を整備し、情報収集に努める。
- イ 所管施設等の被害状況の把握に努める。

2 情報の収集及び報告

(1) 基本方針

町及び県は、航空機や無人航空機、画像により情報を収集した場合や、町民から災害発生直後の1次情報を得た場合は直ちに関係機関へ報告を行う。

(2) 実施計画

人的被害の状況を収集するとともに、被害規模について概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに北アルプス地域振興局へ連絡する。

その他の災害対策編

航空災害対策編

3 応急活動対策の情報収集

(1) 基本方針

町及び県は、応急対策の実施状況について相互に情報交換を行うとともに、広域応援体制の必要性について、随時国土交通省又は非常災害対策本部に対して連絡を行う。

(2) 実施計画

応急対策の実施状況、対策本部の設置状況及び応援の必要性等を県に連絡する。

第2節 活動体制の確立

(全部局)

第1 基本方針

町、県、関係機関等は災害発生後、速やかに活動体制を確立するため、必要な措置をとる。

第2 主な活動

- 1 職員の非常参集、情報収集連絡体制等を確立し、必要に応じて災害対策本部を設置する。
- 2 被害等の規模により、必要に応じて広域応援を要請する。

第3 活動の内容

- 1 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置

(1) 基本方針

発災を覚知した場合は、速やかに関係職員を参集するとともに、情報収集連絡体制の確立のために必要な措置をとる。

(2) 実施計画

風水害対策編第2章第3節「非常参集職員の活動」に定めるところにより、関係職員を早期に参集するとともに、想定される災害規模により必要に応じて災害対策本部を設置する。

- 2 広域応援体制への早期対応

(1) 基本方針

被害規模により、広域応援体制をとる必要がある場合には、あらかじめ締結された広域応援協定に基づき、速やかに受援体制を整える。

(2) 実施計画

災害の規模等により、市のみでは十分な応急活動が困難な場合には、風水害対策編第2章第4節「広域相互応援活動」に定めるところにより、応援を要請するとともに、応援を受け入れるための受援体制を早急に整える。

第3節 搜索、救助・救急及び消火活動

(全部局)

第1 基本方針

事故による災害が発生した場合には、関係機関は速やかに相互に連携し、搜索、消火、救助、医療活動を実施する。

第2 主な取組み

- 1 航空機の遭難等の情報を得た場合は、ヘリコプター等の多様な手段を活用して搜索活動を実施する。
- 2 関係機関等の協力を得て医療活動を実施する。
- 3 緊急通行車両の通行を確保するため、必要な交通規制を実施する。

第3 活動の内容

- 1 関係機関による、ヘリコプター等の多様な手段を活用した搜索活動の実施
 - (1) 基本方針
東京救難調整本部から、航空機の遭難情報を得た場合は、速やかにヘリコプター等を活用した搜索活動を実施する。
 - (2) 実施計画
県から災害発生の情報を得た場合は、消防機関においては速やかに消防団と連携して搜索活動に着手するとともに、活動により得た情報を県に連絡する。
- 2 消火、救助活動の実施
 - (1) 基本方針
災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況を把握するとともに、救助計画等により、消火、救助・救急活動を行い、必要に応じて広域応援体制をとる。
 - (2) 実施計画
被災状況の情報収集に努め、県・関係機関と連携をとりつつ、消火、救助・救急活動を実施する。
- 3 医療活動の実施
 - (1) 基本方針
多数の負傷者への応急処置や救急搬送に対応するため、(一社)大北医師会や日本赤十字社、自衛隊等の関係機関の協力を得て、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。

その他の災害対策編

航空災害対策編

(2) 実施計画

被災状況の情報収集に努め、県・関係機関と連携をとりつつ、風水害対策編第2章第7節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより、医療活動を実施する。

4 緊急車両の通行確保と交通規制の実施

(1) 基本方針

被害状況に応じて緊急車両の優先通行を図るため、必要な交通規制を実施する。

(2) 実施計画

緊急車両の通行を確保するため、一般車両の通行禁止や応援車両の交通誘導を実施する。

第4節 関係者等への情報伝達活動

(全部局)

第1 基本方針

被災家族等からの問い合わせに的確に対応できるよう、必要な人員を配置する。

第2 主な活動

- 1 被災家族等に対する的確な情報伝達を実施する。
- 2 町民に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

1 被災家族への情報伝達活動

(1) 基本方針

被災家族等の要望を十分把握し、災害の状況、安否状況、医療機関等の情報を正確かつきめ細かに提供する。

(2) 実施計画

県・関係機関等と連携を密にし、町民や被災家族等への情報の迅速な伝達等、対応に万全を期す。

2 町民への情報伝達活動

(1) 基本方針

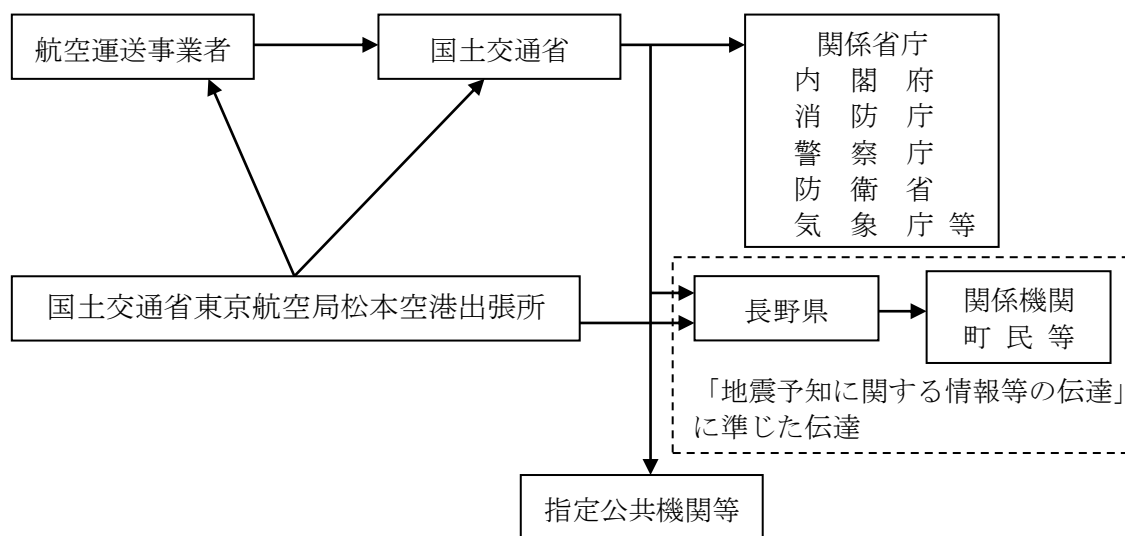
町民はもとより、交通機関を利用する者に対し、随時情報の提供を行う。

(2) 実施計画

県・関係機関等と連携を密にし、町民に対し情報の迅速な伝達等、対応に万全を期す。

3 航空災害における連絡体制

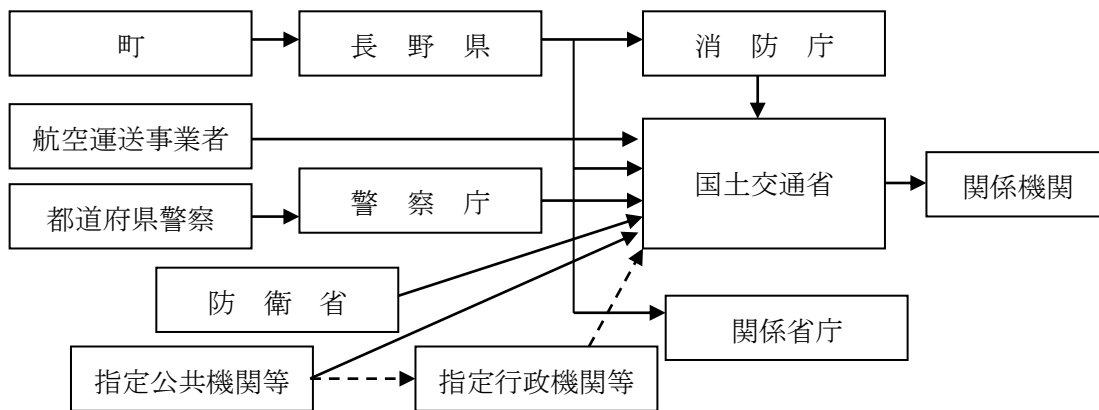
(1) 航空事故情報等の連絡



その他の災害対策編

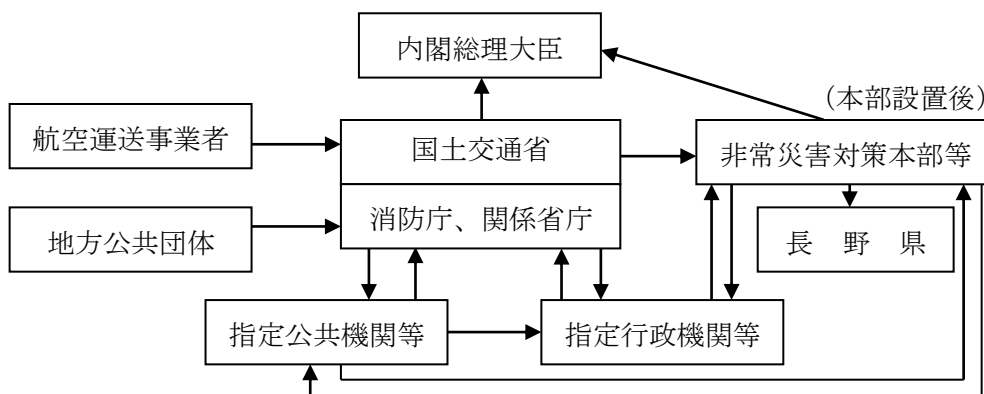
航空災害対策編

(2) 航空事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡

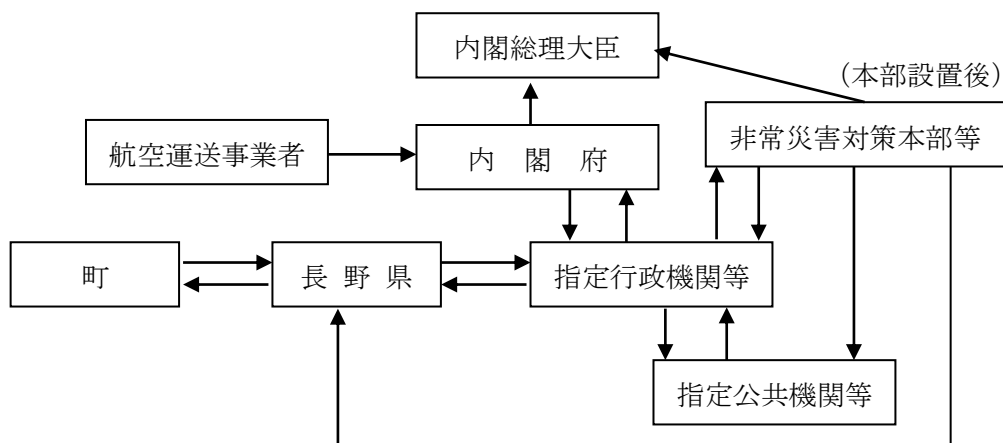


大規模な場合（----->は、指定公共機関等の場合）

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村等との連絡体制を含めた体制の概要を図示したものである。

道路災害対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

自然災害や規模の大きい道路事故等では、道路の寸断や多数の死傷者の発生等の被害が生じることから、道路交通の安全を確保し、道路利用者及び町民の生命、身体を保護するため、道路災害予防活動の円滑な推進を図る。

第1節 道路交通の安全のための情報の充実

(振興課)

第1 基本方針

自然災害・事故等により生じる道路、橋梁等の機能障害を最小限に抑えるよう、関係機関において情報交換を図る等、平常時より連携を強化する。

第2 主な取組み

関係機関の情報連絡体制、連携を強化し、気象警報・注意報等の的確な発表、伝達の実施に努める。

第3 計画の内容

1 気象警報・注意報等の的確な発表、伝達等

(1) 基本方針

道路利用者に対する気象警報・注意報等の周知不足が大災害に発展した例も多く、情報収集とともに、道路利用者への的確に情報を周知することが求められる。

(2) 実施計画

道路管理者は、気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するために、平常時から長野地方气象台、県警等関係機関との連携を強化する。

また、道路利用者へ気象警報・注意報等を迅速に提供するための体制の整備を図る。

第2節 道路、橋梁等の整備

(振興課)

第1 基本方針

自然災害や道路事故等で生じる道路、橋梁等の機能障害を最小限に抑えるよう安全に配慮した整備を行う。

また、気象条件により自然災害・事故等の発生の恐れがあるときは、未然にこれを防ぐ対策を講ずる。

第2 主な取組み

道路、橋梁等の自然災害・事故等に対する安全性を確保するため、危険箇所の点検を実施し、道路等の整備を図る。

第3 計画の内容

1 道路、橋梁等の自然災害・事故等に対する安全性の確保

(1) 基本方針

自然災害・事故が発生した場合、道路、橋梁等は、落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、橋梁等重要構造物の破損、電柱等の倒壊、事故車両等によって交通不能又は交通困難な状態になる場合が予想される。

この対策として、各道路管理者並びに警察等関係機関は、道路等について自然災害・事故等に対する対策の強化を図る。

(2) 実施計画

ア 町は、道路施設等整備計画により、災害に対する安全性に配慮し、整備を行う。

イ 自然災害・事故等が発生した場合に、救助工作車等の大型車が通行可能なよう、道路等の拡幅等、整備を図る。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(全部局)

第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合に備え、平常時から情報の収集・連絡体制、災害応急体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 関係各機関において、緊急に必要となる相互支援について、連携の強化等、災害応急体制を整備する。
- 2 関係者への的確な情報伝達活動を行う。

第3 計画の内容

1 災害応急体制の整備

(1) 基本方針

自然災害・事故等により、道路（橋梁等を含む）が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、各機関単独では対応が遅れる恐れがある。

この対策として、被災後の応急復旧及び復旧活動に関し、各関係機関において、緊急時の相互応援が必要な場合に備えて、平常時から連携を強化する。

また、医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるように努める。

(2) 実施計画

地域防災計画等の定めるところにより、関係機関との協力体制を整備するとともに、傷病者の移送についても、医療機関の連携がとれるよう、関係機関を交え調整を行う。

2 関係者への的確な情報伝達体制の整備

(1) 基本方針

道路管理者は、道路事故に関する情報を、常に伝達できるよう体制の整備を行う。

(2) 実施計画

道路管理者は、道路事故に関する情報について、常に伝達できるよう体制及び施設、設備を、放送事業者等との連携を図り整備する。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。また、必要に応じ交通規制、迂回道路の選定等の災害応急対策をとり、被害を最小限に食い止めるとともに、必要に応じ応急復旧工事を行う。

被害が甚大な場合は、関係機関との連携により相互に支援を行う。

第1節 発生直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保

(全部局)

第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動や応急対策を講ずる。

第2 主な活動

情報不足による混乱及び被害の拡大を防止するため、災害情報の収集、提供、連絡活動を実施する。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集、提供、連絡活動の実施

(1) 基本方針

災害発生時に迅速な情報を収集することは、災害応急対策を実施する上で重要である。このため、迅速な情報の収集、連絡活動を実施する。

また、被害拡大の防止等を図るため、道路利用者への情報提供に努める。

(2) 実施計画

道路パトロール等による巡視の結果や通報等により入手した情報を、県防災行政無線等を活用して、速やかに県、関係各機関へ通報する。

第2節 救急・救助・消火活動

(危機管理対策室)

第1 基本方針

道路災害が発生した場合には、負傷者の救急・救助活動を迅速かつ円滑に実施するため、各関係機関が協力体制を確立する。

第2 主な活動

町、県及び関係機関は、道路事故発生に際して互いに連携し、迅速な救急・救助活動に努める。

第3 活動の内容

1 救急・救助活動

(1) 基本方針

道路災害発生時においては、人命を第一とし、迅速な救急・救助活動に努める。

(2) 実施計画

ア 町及び県は、風水害対策編第2章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施する。

イ 道路管理者は、事故発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うよう努めるとともに、関係機関の行う救急・救助活動に可能な限り協力する。

第3節 災害応急対策の実施

(全部局)

第1 基本方針

各機関は、自然災害・事故等が発生した場合は、災害応急対策を円滑かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより活動に万全を期する。

また、必要に応じ、交通規制、迂回道路の選定等の措置をとるとともに、速やかに道路利用者に周知する。

第2 主な活動

- 1 道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等それぞれが、路上障害物の除去、緊急輸送路確保等の応急活動を実施する。

また、被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、交通規制、迂回道路の設定等の措置をとるとともに、被害の拡大等を防ぐため、道路利用者等に迅速に情報を提供する。

- 2 関係機関の間で締結した業務協定等に基づく応急活動を実施する。

第3 活動の内容

- 1 道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等の応急活動の実施

(1) 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合には、速やかに道路障害物除去等の応急活動を実施し、被害を最小限にとどめるとともに、二次災害を防ぐために交通規制等を実施する。

(2) 実施計画

ア 行政区域内の道路(橋梁等を含む)の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図り交通規制、応急復旧を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

イ 道路パトロール等の点検結果や、発見者の通報等をもとに、速やかに路上の障害物の除去等の応急活動を実施するとともに、二次災害を防ぐための交通規制、迂回路の設定等の応急活動を実施する。

ウ 迅速に立入禁止区域を設定するとともに通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を的確に行う。

- 2 関係機関の協力体制の確立

(1) 基本方針

関係機関が協力して活動することは、災害応急対策を実施するうえで重要

その他の災害対策編

道路災害対策編

である。このため各機関が相互に情報を共有し、協力して災害応急対策活動を実施する体制を確立する。

(2) 実施計画

応急対策に必要な物資等について速やかに県に要請するとともに、県と連絡を密にし、協力して効率的な人員、資材の運用に努める。

第4節 関係者への情報伝達活動

(全部局)

第1 基本方針

被災家族等からの問い合わせに的確に対応できるよう、必要な人員を配置する。

第2 主な活動

被災家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

1 被災家族等に対する的確な情報伝達

(1) 基本方針

被災家族等のニーズを十分に把握し、災害の状況、安否状況、医療機関等の情報をきめ細かに正確に提供する。

(2) 実施計画

道路事故災害の状況、安否状況、医療機関等の状況を把握し、被災家族等に対し正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。このため、必要な人員を配置するとともに、報道機関、情報通信事業者等の協力を得て随時情報を提供する。

第5節 道路、橋梁等の応急復旧活動

(振興課)

第1 基本方針

道路管理者は、迅速かつ的確に道路、橋梁等の応急復旧を行い、早期に道路交通の確保に努める。

第2 主な活動

道路交通の早期回復のため、道路、橋梁等の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動を実施する。

第3 活動の内容

1 迅速な道路、橋梁等の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動

(1) 基本方針

道路管理者は、被害の状況、本復旧までの工期施工量等を勘案し、迅速かつ的確な道路、橋梁等の応急復旧を図る。

(2) 実施計画

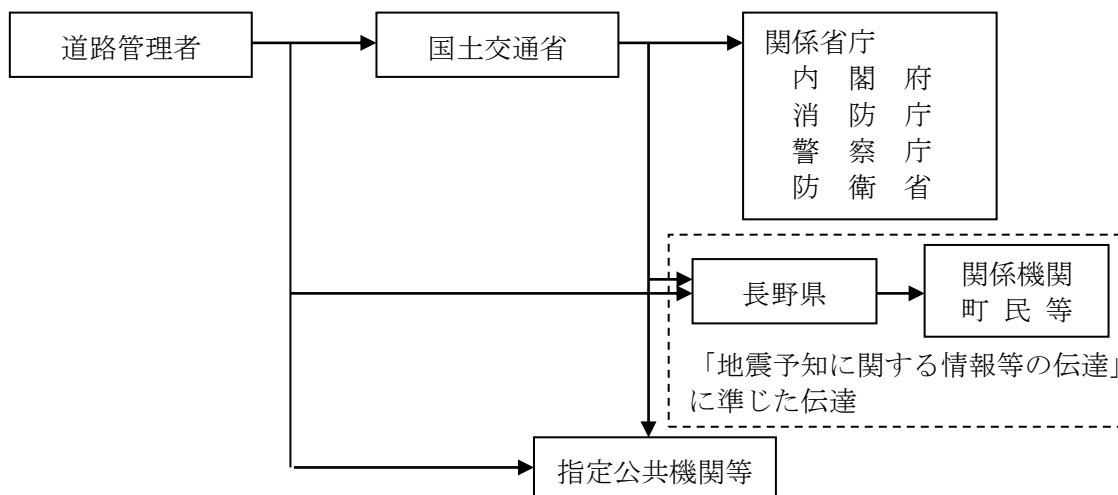
道路パトロール等による巡視の結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行う。応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

応急対策業務に関して、必要に応じて「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、建設業者団体等に協力を要請する。

また、道路標識の倒壊、損壊については、重要な標識から優先して、補修や移動式標識の設置による応急対策を実施する。

2 道路災害における連絡体制

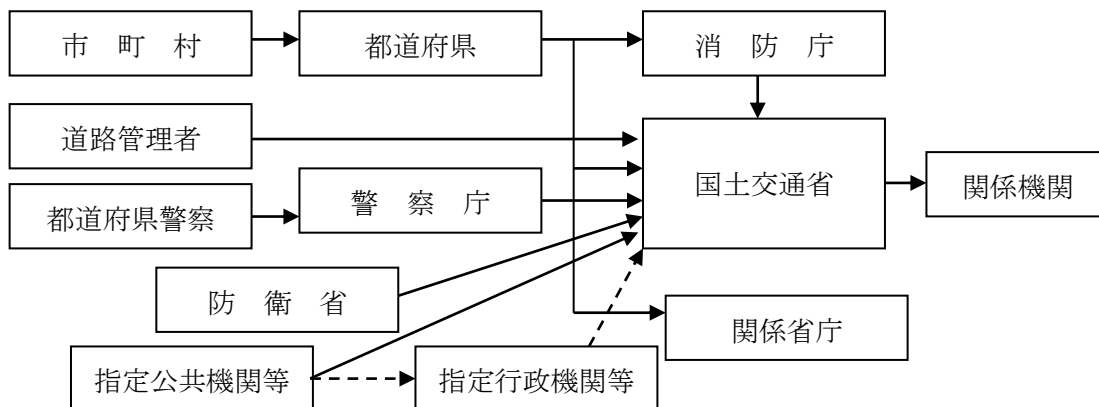
(1) 道路災害等事故情報の連絡



その他の災害対策編

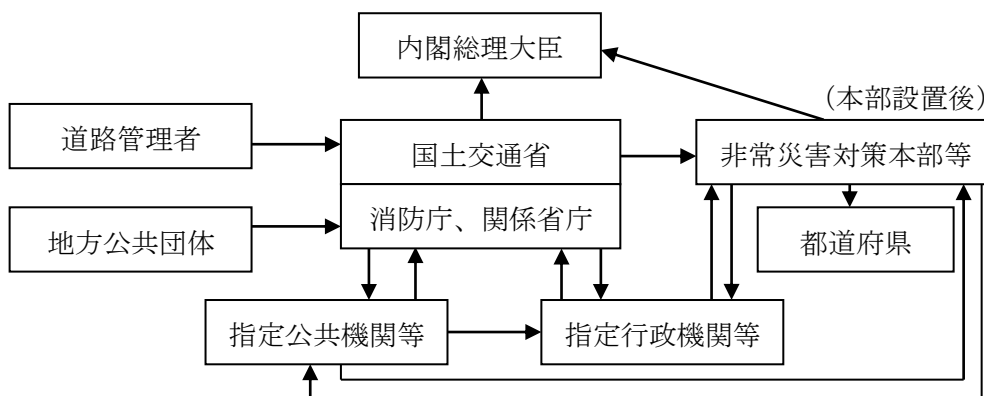
道路災害対策編

(2) 道路事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡

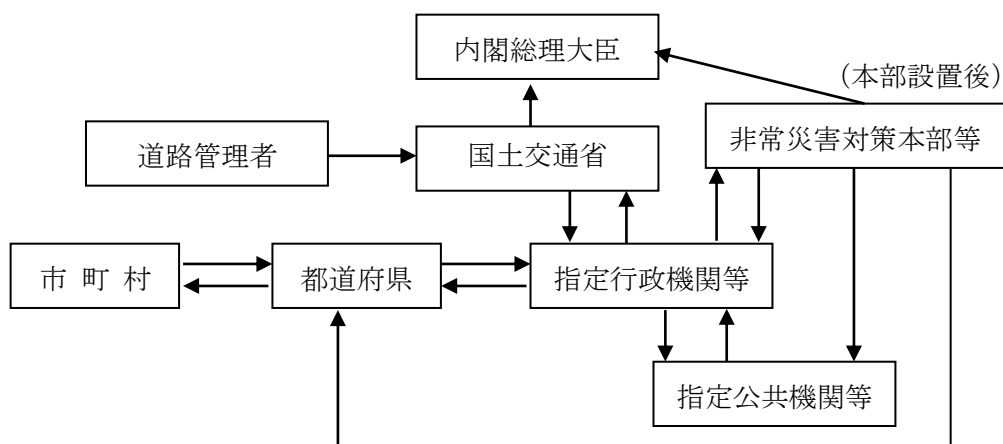


大規模な場合（----->は、指定公共機関等の場合）

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村等との連絡体制を含めた体制の概要を図示したものである。

危険物等災害対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらす恐れがあることから、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

第1節 危険物等関係施設の安全性の確保

(総務課)

第1 基本方針

危険物等関係施設における災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準の遵守、自主保安体制の強化、保安管理及び危険物等に関する知識の向上等により、安全性の確保を図る。また、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

第2 主な取組み

危険物等関係施設における安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

危険物等関係施設の安全性の確保

風水害対策編第1章第16節「危険物施設等災害予防計画」を準用する。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(全部局)

第1 基本方針

危険物等関係施設における災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、迅速かつ円滑に災害応急対策及び災害復旧を実施する必要があるが、そのために平常時から防災関係機関相互の連携及び応急対策用資機材の備蓄等の災害応急体制を整備することが必要である。

第2 主な取組み

- 1 危険物等関係施設における災害応急体制の整備を図る。
- 2 危険物等大量流出時における応急対策用資機材の整備を図る。

第3 計画の内容

1 危険物等関係施設における災害応急体制の整備

(1) 基本方針

危険物関係施設における災害発生時の対応は、それぞれの関係法令において、緊急措置の実施及び関係機関への通報等が定められているが、災害の拡大を防止するため、関係機関の連携の強化等、保安体制の整備を一層推進する。

(2) 実施計画

風水害対策編第1章第16節「危険物施設等災害予防計画」を準用する。

2 危険物等の大量流出時における防除体制の整備

(1) 基本方針

危険物等の河川等への大量流出に備えて、防除資機材の整備等が行われているが、迅速かつ円滑な防除活動を実施するため、活動体制の整備を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア 危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

イ 消防法で定める危険物施設の設置又は変更を許可した時は、警察に対してその旨通報し連携を図る。

ウ 危険物等の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄を図る。

エ 関係機関が相互に協力して対策を実施できるよう、緊急時の連絡体制を構築する。

オ 給水車両及び給水タンク並びに水道事業者相互の水道連結管の整備促進を図るとともに、他の事業体等との相互応援体制を整備する。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

本章では、危険物等による災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分を除き、危険物等災害に特有のものについて定める。

また、道路におけるタンクローリー等の横転事故等に対する対応についても、別に定める交通規制等の活動を除いて、本章の各節に定めるところによる。

第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(全部局)

第1 基本方針

危険物等による大規模な事故が発生した場合、被害状況及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施するうえで不可欠であるため、関係機関は効果的な通信手段・機材を用いて、情報の収集・連絡を迅速に行うことが必要である。

第2 主な活動

効果的な応急対策を実施するため、災害情報の収集・連絡を迅速に行う。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・連絡活動

(1) 基本方針

危険物等による大規模な事故が発生した場合、効果的に応急対策を実施するため、情報の収集・連絡を迅速に行う。

(2) 実施計画

人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集し、概括的な情報を含め県に連絡する。

第2節 災害の拡大防止活動

(全部局)

第1 基本方針

危険物施設に災害が発生した場合、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらす恐れがあることから、当該施設にあつては、的確な応急点検及び応急措置等を速やかに実施し、災害の拡大防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害拡大防止及び被害の軽減を図る。

第2 主な活動

危険物等災害時の被害拡大防止のため、危険物等の種類に応じた応急対策を実施する。

第3 活動の内容

1 危険物等施設における災害拡大防止応急対策

(1) 基本方針

ア 危険物関係

風水害対策編第2章第21節「危険物施設等応急活動」を準用する。

イ 火薬関係

風水害対策編第2章第21節「危険物施設等応急活動」を準用する。

ウ 高圧ガス関係

風水害対策編第2章第21節「危険物施設等応急活動」を準用する。

エ 毒物劇物関係

風水害対策編第2章第21節「危険物施設等応急活動」を準用する。

オ タンクローリー等の横転事故等

道路におけるタンクローリー等の横転事故等により危険物等が漏洩した場合は、道路管理者等は、交通規制等を実施するほか、その他の活動については、本章の各節において定めたところにより実施する。

(2) 実施計画

ア 危険物関係

風水害対策編第2章第21節「危険物施設等応急活動」を準用する。

イ 火薬関係

風水害対策編第2章第21節「危険物施設等応急活動」を準用する。

ウ 高圧ガス関係

風水害対策編第2章第21節「危険物施設等応急活動」を準用する。

エ 毒物・劇物関係

風水害対策編第2章第21節「危険物施設等応急活動」を準用する。

その他の災害対策編

危険物等災害対策編

オ タンクローリー等の横転事故等

(ア) 道路パトロール等による情報又は発見者の通報等をもとに、二次災害を防ぐための交通規制及び迂回路の設定等の応急活動を実施する。

災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路の設定等の応急活動を実施するとともに、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。

(イ) 迅速に立入禁止区域を設定するとともに通行車両、通行者等に対する交通規制及び避難誘導を的確に行う。

カ 共通事項

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発等により、負傷者等が発生した場合は風水害対策編第2章第7節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより救助・救急活動等を実施する。

第3節 危険物等の大量流出に対する応急対策

(全部局)

第1 基本方針

危険物等が河川等に大量流出した場合、周辺住民に健康被害を与える恐れがあるため、町、県及び関係機関は密接に連携をとりつつ、適切な応急対策を迅速に実施し、被害の拡大防止を図る。

第2 主な活動

危険物等の除去及び環境モニタリングを実施する。

第3 活動の内容

1 危険物等大量流出時における応急対策

(1) 基本方針

危険物等が河川等に大量流出した場合、危険物等の除去及び環境モニタリングを実施し、周辺住民への影響を最小限に抑える。

また、その際、水質汚濁対策連絡協議会等、既存の組織を有効に活用し、迅速に対応する。

(2) 実施計画

ア 流出した危険物等の種類、量等を確認する。

イ オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を迅速かつ的確に行う。

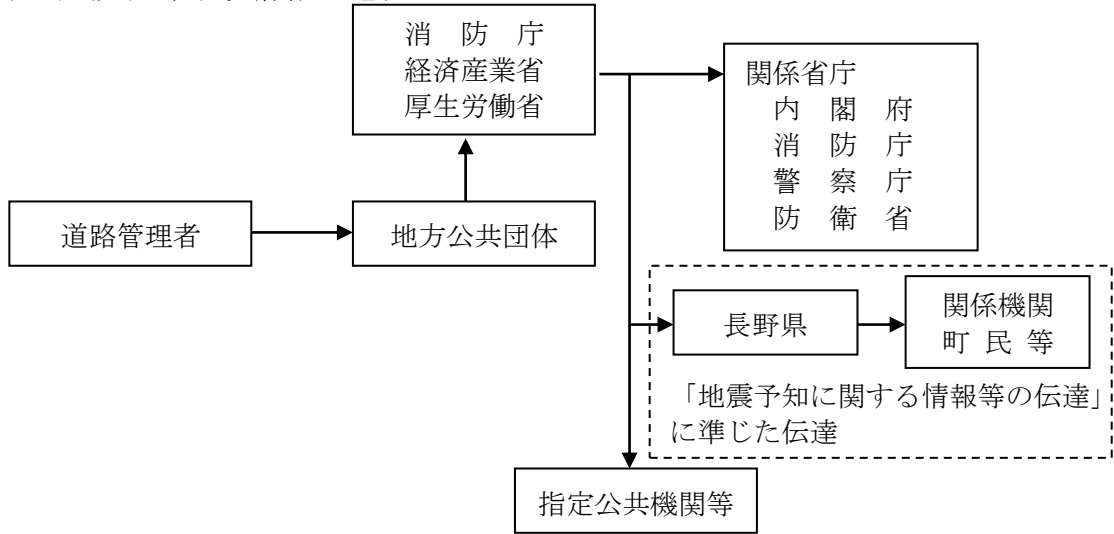
ウ 飲料水が汚染される恐れがある場合、速やかに水道事業者と連携して水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

エ 取水箇所に異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

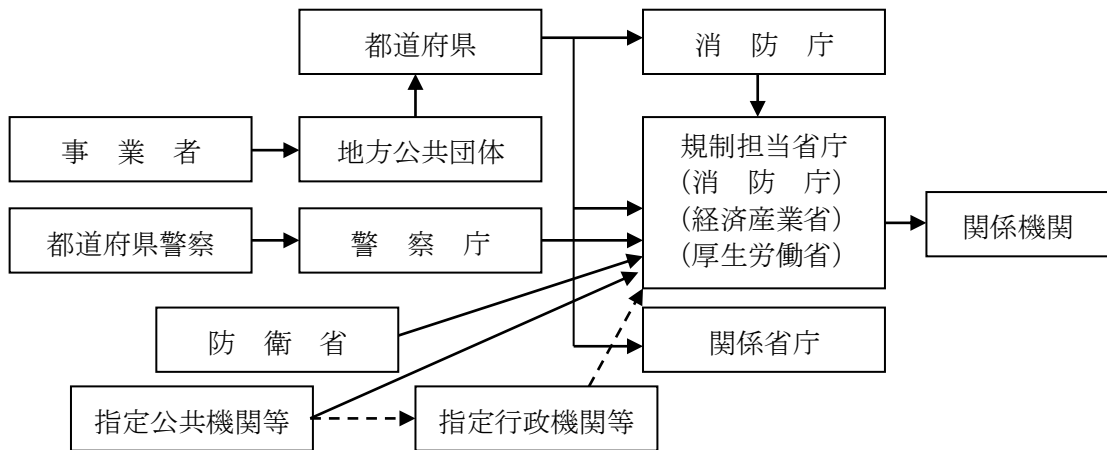
オ 環境モニタリングを実施する。

2 危険物災害における連絡体制

(1) 危険物等事故情報の連絡

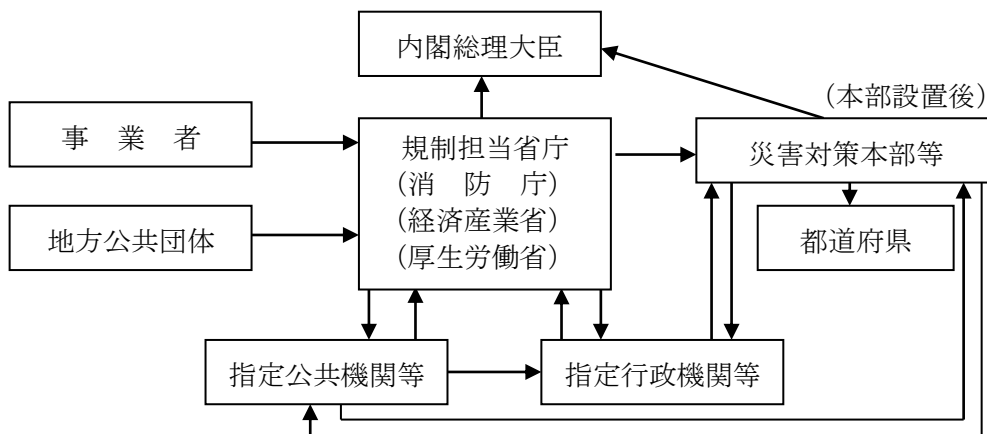


(2) 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

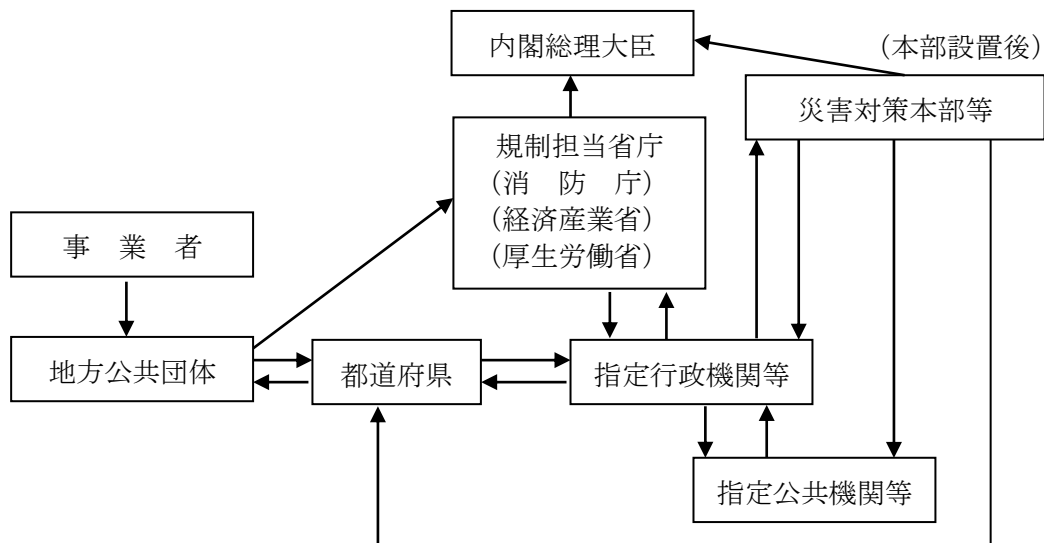


大規模な場合 (----->は、指定公共機関等の場合)

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報



※ この図は、地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村等との連絡体制を含めた体制の概要を図示したものである。

大規模な火災災害対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

近年は、建築物の高層化、住宅地の密集等により、市街地における火災は大規模化になる危険性が増している。このため、大規模な火災災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火災災害による地域経済活動への影響を抑制するとともに、町民・建物等の被害を最小限にするため、災害に強いまちづくりを形成する。

第1節 災害に強いまちづくり

(全部局)

第1 基本方針

地域の特性に配慮しつつ大規模な火災災害発生による被害を最小限にすることを考慮した災害に強いまちづくりを進める。

第2 主な取組み

- 1 大規模な火災災害に強いまちの形成
- 2 火災に対する建築物の安全化の確保

第3 計画の内容

- 1 大規模な火災災害に強いまちの形成
 - (1) 基本方針
地域の特性に配慮しつつ、大規模な火災災害に強いまちづくりを行う。
 - (2) 実施計画
 - ア 総合的・広域的計画の作成に際しては、大規模な火災災害から町域及び町民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
 - イ 都市計画法に基づき、建築物の密集度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域、準防火地域を定める。
 - ウ 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定する。
 - エ 「緑の基本計画」等の策定にあたり、防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。
 - オ 町道について、県道との連携を図り、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街路整備に努める。
 - カ 木造密集地や、公共施設の整備が立ち遅れている地域を重点に、防災性の高いまちづくりを実現するため、市街地開発計画を積極的に推進する。
 - キ 「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（密集市街地整備法）」に基づき、防災上危険な密集市街地について、防災機能の確保等、

その他の災害対策編
大規模な火災災害対策編

整備を総合的に推進する。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 基本方針

大規模な火災災害による建築物の被害を最小限に抑えるとともに、町民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐火性を確保し安全性の向上を図る。

(2) 実施計画

ア 建築基準法に基づき、規模等により建築物を耐火構造・準耐火構造とするよう指導する。

イ 防火地域・準防火地域以外の市街地においては、建築基準法第 22 条区域の指定により、指定区域内の建築物の屋根の不燃化を促進する。

ウ 学校、病院等で消防法第 8 条に定める防火対象物については、防火管理者等を選任し火災に備える。

エ 消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備、その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しており、その履行を促進する。

オ 文化財の管理・保護について、所有者又は管理者に対し指導と助言を行い、防災施設の設置促進と助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化を図る。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(全部局)

第1 基本方針

大規模な火災災害が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要がある、その備えとして体制等の整備を行う。

第2 主な取組み

- 1 救助・救急用資機材の整備
- 2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備
- 3 消火活動の計画策定
- 4 避難誘導計画の作成

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

(1) 基本方針

救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進とともに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時から訓練の実施が必要である。

また、災害時に備え、救助・救急用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要となる資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ調達先を調整のうえ定める。

(2) 実施計画

ア 救助工作車は、消防力の基準による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備を計画的に整備するとともに、高規格化を促進する。

イ 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、町民の協力を得て発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

また、平常時から町民に対して、これらを使用した救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 基本方針

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を、関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのために、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立する必要がある。

その他の災害対策編
大規模な火災災害対策編

また、医療機関の患者受入体制、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が情報を把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

なお、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が更に高まるものと考えられ、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア 大規模な火災災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、北アルプス広域連合消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。

- (ア) 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
- (イ) 最先到着隊による措置
- (ウ) 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
- (エ) 応急救護所の設置基準、編成、任務等
- (オ) 各活動隊の編成と任務
- (カ) 消防団の出動要請
- (キ) 通信体制
- (ク) 関係機関との連絡
- (ケ) 報告及び広報
- (コ) 訓練計画
- (サ) その他必要と認められる事項

イ 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても、医療機関と連携がとれるよう関係機関を交え調整する。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請についても、あらかじめ方法を定める。

ウ 関係機関の協力を得て、北アルプス広域連合消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

エ あづみ病院等の医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制を整備する。

3 消火活動の計画

(1) 基本方針

大規模な火災災害時等において、消火活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防力及び活動体制の整備等について、あらかじめ計画を定める。

(2) 実施計画

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模な火災災

その他の災害対策編
大規模な火災災害対策編

害が発生した場合において、消防機関が災害に、迅速かつ効果的に対処できるよう、組織及び施設の整備拡充を図るとともに防災活動に万全を期する。その際、次に掲げる事項に、重点的に取り組む。

ア 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するよう、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、近代化を促進する。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員が減少傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団の活性化と育成強化を図る。

イ 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するよう、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、大規模な火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽を整備するとともに、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等を指定消防水利として活用することにより、消防水利の多様化を図る。

ウ 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における消火・救助活動等は、消防団とともに町民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動が重要となることから、地域の実情に応じた、自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織は細分化し、きめ細かな活動のできる体制に組み替える。

また、これらの組織の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施により育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、一体となって災害等に対処できる体制の構築を図る。

エ 火災予防

(ア) 防火思想、知識の普及

大規模な火災災害発災時において、火災の同時多発を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、町民等に対する消火器具等の常備及び、その取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

(イ) 危険物保有施設への指導

科学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導するものとする。

- a 可燃物と酸化剤の混合による発火
- b 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

その他の災害対策編
大規模な火災災害対策編

c 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

オ 活動体制の整備

大規模な火災発生時における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定めるものとする。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図るものとする。

また、大規模な同時多発火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等の、火災防御計画等を定めるものとする。

カ 応援協力体制の確立

大規模な火災災害発生時において、自らの消防力のみでは対処できない又は対処できないことが予測される等緊急の場合には、締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請するとともに、応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から、応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

4 避難誘導計画

(1) 基本方針

大規模な火災災害時等における避難誘導に係る計画をあらかじめ定める。

(2) 実施計画

ア 発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し訓練を行う。また、防災訓練の実施や防災マップの作成、配布等により町民等への周知を図る。

イ 大規模な火災災害時の指定緊急避難場所については、木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全な区域内に立地する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とするよう努める。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

本章では、大規模な火災災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分を除き、大規模な火災災害に特有の対応策について定める。

第1節 消火活動

(総務課)

第1 基本方針

大規模火災発生時においては、建築物の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的・物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力のみでは、十分な応急措置が実施できない又は実施することが困難と認められるときは相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等を行う。

第3 活動の内容

1 消火活動

(1) 基本方針

大規模な火災災害発生時においては、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず町民等による火災予防対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、火災が発生した場合、消防機関は関係機関及び自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等を行う。

(2) 実施計画

ア 消火活動関係

(ア) 出火防止及び初期消火

町民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底について広報を行う。

(イ) 情報収集及び効率的部隊配置

火災発生時には発生場所や状況、消火栓・防火水槽等の被害状況、道

その他の災害対策編
大規模な火災災害対策編

路状況について、出動隊の報告や警察・道路管理者との連携による情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊配置を行う。

特に、大規模な同時多発火災の発生時においては、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

(ウ) 応援要請等

a 町長又は北アルプス広域連合長は、速やかな被害状況等を把握し、これらの状況から消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない又は対処できないことが予測される等、緊急の必要があるときは他の地方公共団体等に対し応援要請等を風水害対策編第2章第4節「広域相互応援活動」により行う。

b 町長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、風水害対策編第2章第5節「ヘリコプター運用計画」により要請する。

イ 救助・救急活動

大規模な火災災害発生時においては救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、町民、自主防災組織等の協力及び警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

第2節 避難誘導活動

(全部局)

第1 基本方針

大規模な火災により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を把握し、必要な措置を講ずる。

第2 主な活動

災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

第3 活動の内容

(1) 基本方針

火災発生後、建築物の所有者等は、建物内の利用者に対し、適切な避難誘導活動を実施する。避難誘導活動においては、特に高齢者、障がい者、妊産婦等要配慮者に配慮した措置を講ずる。

また、公共建築物は、災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

庁舎、病院、社会福祉施設、町営住宅、学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

第3章 災害復旧・復興計画

基本方針

被災者の生活再建を支援し、災害の再度発生防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを進めるため、復旧・復興の基本方向を決定するとともに、推進にあたり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第1節 計画的復興の進め方

(全部局)

第1 基本方針

大規模な火災災害により地域が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建方針として、いっそう災害に強いまちづくりのため、中長期的な課題の解決を図る計画的復興を進めるにあたり、復興計画を作成するとともに、町民の理解を得て、町民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを推進する。

第2 主な活動

複数の機関が関係し、高度化、複雑化及び大規模化する復興事業を、可及的速やかに実施するため復興計画を作成し、推進体制を整備する。

第3 活動の内容

1 復興計画の作成

(1) 基本方針

被災地域の再建にあたり、いっそう災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要する多くの機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画を作成する。

当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、地域産業等の継続を考慮する必要がある

また、計画の迅速・的確な作成と遂行のため、計画の推進とともに、地方公共団体間及び国との連携等、調整を図る体制を整備する。

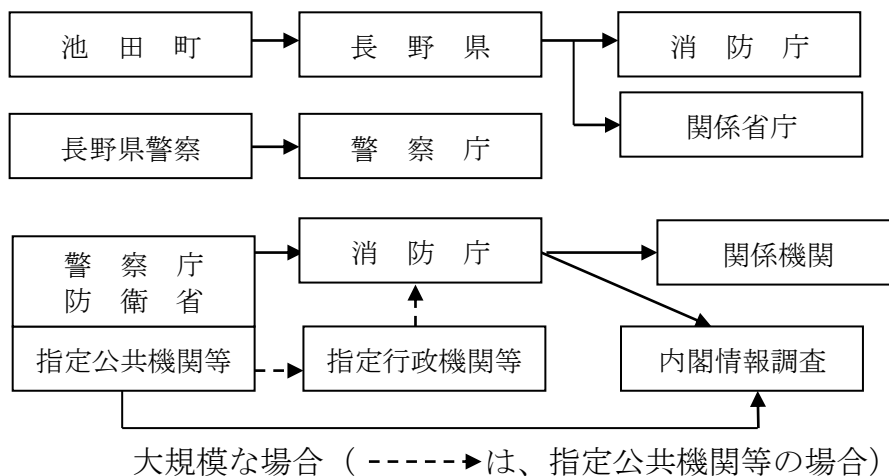
(2) 実施計画

関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに、町民の理解を得て、迅速かつ的確に、被災地域を包括する復興計画を作成する。

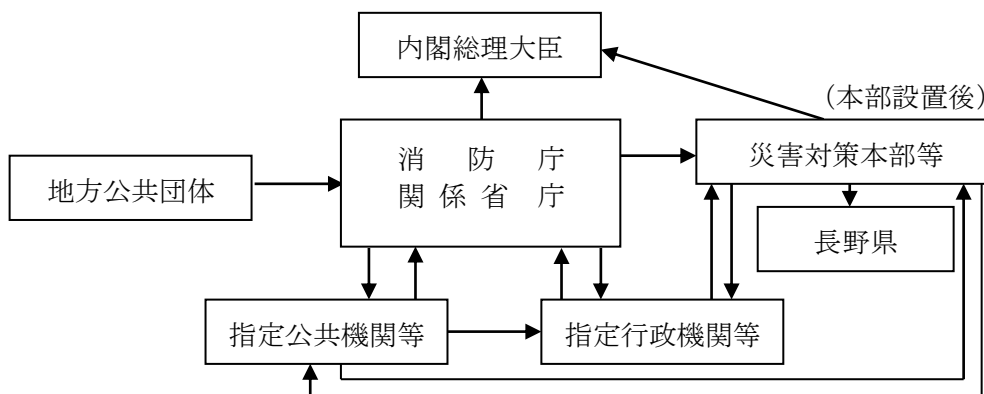
その他の災害対策編
大規模な火災災害対策編

2 大規模な火災災害における連絡体制

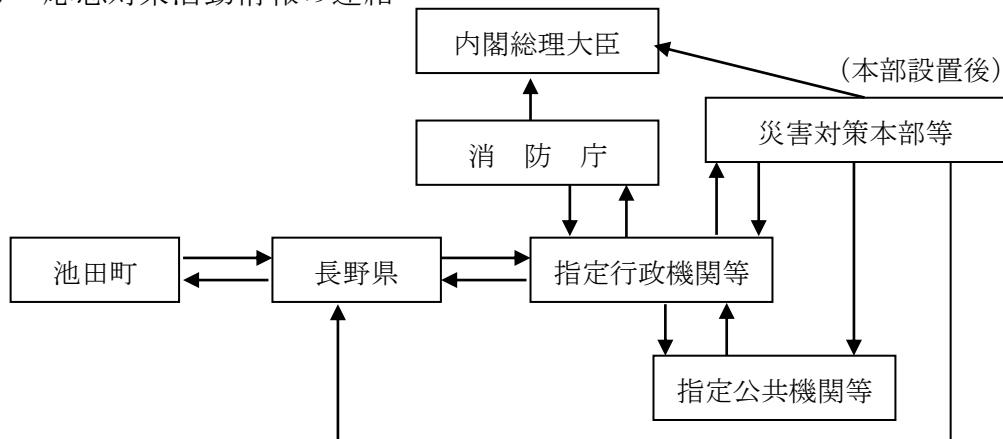
(1) 大規模な火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村等との連絡体制を含めた体制の概要を図示したものである。

林野火災対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

林野火災は多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとで発生し、また、山林の特殊性として発見が遅れることから、貴重な森林資源を焼失するだけでなく、気象条件によっては、消防活動従事者の人命を奪う危険性や、人家への延焼等、大きな被害に及ぶ可能性が少なくないため、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、活動体制等の整備を図る。

第1節 林野火災に強い地域づくり

(総務課、振興課)

第1 基本方針

町及び県は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図る。

第2 主な取組み

- 1 関係機関等と連携を図り、林野火災対策計画を確立する。
- 2 林野火災対策計画に基づく予防対策を実施する。

第3 計画の内容

1 林野火災対策計画の確立

(1) 基本方針

関係機関等と連携を図り、林野火災対策計画を作成し、林野火災の発生防止及び発生時における活動体制の確立を図る。

(2) 実施計画

ア 関係機関との緊密な連携により、林野火災対策計画を作成することとし、作成にあたっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討のうえ、次の事項等について計画する。

(ア) 特別警戒実施計画

- a 特別警戒区域
- b 特別警戒時期
- c 特別警戒実施要領

(イ) 消防計画

- a 消防分担区域
- b 出動計画
- c 防御鎮圧要領

(ウ) 資機材整備計画

その他の災害対策編

林野火災対策編

(エ) 防災訓練の実施計画

(オ) 啓発運動の推進計画

2 予防対策の実施

(1) 基本方針

林野火災対策計画に基づき、町民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生防止及び発生時の応急対策に万全を期する。

(2) 実施計画

ア 防火思想の普及

(ア) 防災関係機関の協力を得て、入山者、林業関係者、町民等に対し、林野火災予防の広報、講習会等の行事等を通して、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。

(イ) 林野火災予防協議会の設置等を推進する。

(ウ) 自主防災組織の育成を図る。

イ 予防資機材及び初期消火資機材並びに消防施設の整備を図る。

(ア) 林野火災発生の危険性の高い地域を林野火災特別地区として指定し、その地域の実態に即した対策事業を推進する。

(イ) 林野火災予防マップ作成の推進を図る。

(ウ) 防火管理道の作設、防火線・防火帯の設置及び消防用貯水ダム（治山ダムへの開閉装置の設置）、防火水槽の設置等消防施設の整備を図る。

(エ) 自動音声警報機等の予防資機材、水のう付き手動ポンプ等の初期消火機材及び空中消火機材、空中消火薬剤等の消火機材の整備を推進する。

ウ 山地防災ヘルパー、災害時等における協定締結者及び現地出張した職員等による巡視・監視を実施する。

エ 林野所有（管理）者に対する指導を行う。

(ア) 火の後始末の徹底

(イ) 防火線・防火樹帯の設置

(ウ) 自然水利の活用による防火用水の確保

(エ) 地ごしらえ、焼畑等火入れ行為を行う際の消防機関との連絡方法の確立

(オ) 火災多発期における見回りの強化

(カ) 消火のための水の確保等

オ 長野県消防相互応援協定及び長野県市町村災害時相互応援協定に基づく応援体制を整備する。

第2節 林野火災防止のための情報の充実

(総務課、振興課)

第1 基本方針

林野火災予防活動を効果的に実施するため、気象警報・注意報等を正確かつ迅速に把握するための体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 気象警報・注意報等の発表等、気象に関する情報の収集体制の整備に努める。
- 2 林業関係者、報道機関、町民等からの情報等、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 気象情報の収集体制の整備

(1) 基本方針

気象警報・注意報等の発表等、気象状況を正確かつ迅速に把握できる体制を整備し、気象状態の変化に対応した予防対策を講ずる。

(2) 実施計画

長野地方気象台からの気象警報・注意報等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努める。

2 林野火災関連情報等の収集体制の整備

(1) 基本方針

防火広報、警戒活動を効果的に実施するため、林野火災多発期におけるパトロール等により、入山者の状況等の把握及び火災発生を防止する巡視・監視体制を確立する。

(2) 実施計画

林野火災の発生しやすい時期に、広報車、県警ヘリ等により、林野火災発生の危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立する。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(総務課、振興課)

第1 基本方針

林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要がある、そのための備えとして体制の整備を行う。

第2 主な取組み

- 1 情報収集体制及び関係機関相互間等の連絡体制の整備を図る。
- 2 関係機関の迅速な初動体制を確保するため、災害応急体制の整備を図る。
- 3 消火活動の実施に必要な資機材の整備に努める。
- 4 防災関係機関等と防災訓練を実施する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡関係

(1) 基本方針

災害現地及び関係機関相互の通信手段を確保し、円滑な連絡体制を整備する。

また、必要に応じヘリコプターの出動を要請するとともに、車両等を現地に派遣し、被害状況を迅速に把握する体制を整備する。

(2) 実施計画

防災行政無線及び携帯電話の通信環境を整備するとともに、無線機器の不感地帯に対応するため、衛星携帯電話等の通信機器の整備を進める。

また、状況に応じてヘリコプター又は車両による現地情報の収集体制を整備する。

2 災害応急体制の整備関係

(1) 基本方針

関係機関職員の林野火災発生時における非常参集体制及び相互の応援体制の確認を平常時から行い、発災時に迅速な活動ができる体制の確保を図る。

(2) 実施計画

ア 職員の参集等活動体制の確認を行う。

イ 長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定等に基づく応援の要請方法について確認する。

3 消火活動関係

(1) 基本方針

消防水利及び林野火災消火用資機材の点検整備を実施し、迅速な出動が可

その他の災害対策編

林野火災対策編

能な体制を確保する。

(2) 実施計画

- ア 北アルプス広域消防本部、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化する。
- イ 空中消火基地及び取水用河川、湖沼等の利用の可否について状況を把握する。

4 防災関係機関等の防災訓練の実施

(1) 基本方針

消防機関及び関係機関の参加による、実践的な消火等の訓練等を実施する。

(2) 実施計画

- ア 防災訓練において、自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施する。
- イ 消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施する。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて消防防災ヘリコプターの要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

第1節 林野火災の警戒活動

(総務課、振興課)

第1 基本方針

林野火災発生のおそれがあるときは、巡視・監視を強化し町民及び入林者に対して火災に対する警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

第2 主な活動

林野火災発生のおそれがある場合、火災予防広報活動を強化するとともに、火の使用制限等を行う。

第3 活動の内容

(1) 基本方針

林野火災発生のおそれのある時期に多様な広報手段を利用し、林野火災予防の広報活動を集中的に実施する。

(2) 実施計画

ア 火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく町長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。

また、火入れの場所が他の市町村に近接している場合は、関係市町村に通知し、必要に応じ連携を図る。

イ 火入れ、たき火、喫煙等の制限

(ア) 気象状況が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は、入林者等に火気を使用しないよう要請する。

(イ) 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、町民及び入林者への周知、火気の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。

(ウ) 火災警報の町民及び入林者への周知は、打鐘、サイレン、掲示標、吹出

その他の災害対策編

林野火災対策編

し、旗等消防信号による信号方法、及び広報車による巡回広報のほか、防災行政無線等を通じ周知徹底する。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡体制

(総務課、振興課)

第1 基本方針

林野火災の状況について、迅速かつ的確な情報の収集のため、関係機関相互の連絡体制を確保する。

第2 主な活動

災害情報の収集及び連絡体制を確保する。

第3 活動の内容

(1) 基本方針

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努め、報告する。

(2) 実施計画

- ア ヘリコプターによる偵察の要請
- イ 職員の災害現場への派遣
- ウ 各所管施設等の被害状況の把握

第3節 活動体制の確立

(全部局)

第1 基本方針

関係機関の連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確保する。

第2 主な活動

- 1 災害情報の収集・連絡を実施する。
- 2 事業者の消火活動に対する協力体制を確立する。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・連絡体制

(1) 基本方針

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。

(2) 実施計画

- ア 消防職員、消防団員等の災害現場、所管施設等への派遣及び状況報告
- イ 北アルプス広域消防本部から県への火災即報の送信
- ウ 状況に応じ、消防防災ヘリコプター等の応援要請の実施
- エ 被害拡大の恐れがある場合は、自衛隊への派遣要請の実施

2 林野所有（管理）者の活動体制

(1) 基本方針

林野所有（管理）者は、消防機関の消火活動が円滑かつ効果的に実施できるよう支援する。

(2) 実施計画

- ア 林業関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の協力を求める。
- イ 林野所有者、管理者等が実施する対策
初期消火を実施するとともに、消防水利、火災現場への進入経路等の情報提供について協力する。

第4節 消火活動

(全部局)

第1 基本方針

被害の拡大を最小限に抑止するため、関係機関が連携して消火活動を実施する。

第2 主な活動

地上からの消火活動に加え、火災の拡大の恐れがある場合は、ヘリコプターによる空中消火活動を実施する。

第3 活動の内容

(1) 基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域的な応援等を得て、迅速かつ的確な消防活動を行う。

(2) 実施計画

林野火災の発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があり、消火活動にあたっては、次の事項を検討のうえ、最善の方策を講ずる。

- ア 出動部隊の出動区域
- イ 出動順路と防御担当区域
- ウ 携行する消防機材及びその他の器具
- エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- カ 応急防火線の設定
- キ 救急救護対策
- ク 住民等の避難
- ケ ヘリコプターによる空中消火の要請
- コ 自衛隊への派遣要請

広域消火活動のため、自衛隊の派遣を必要とするときは、風水害対策編第2章「災害応急対策計画」第6節「自衛隊の災害派遣」により、知事に要請するものとする。

第5節 二次災害の防止活動

(総務課、振興課)

第1 基本方針

林野火災により荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生等の危険性があるため、これらによる二次災害から町民を守るための措置を講ずる。

第2 主な活動

二次災害発生を防止する措置を講ずるとともに、関係機関への情報提供を行う。

第3 活動の内容

(1) 基本方針

危険箇所について速やかに調査を行い、二次災害の防止に必要な応急措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア 緊急点検結果の情報に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとる。

イ 機能を失った森林に原因する二次災害の発生予測及び影響等について調査し、危険性が高い箇所について関係者・関係機関に情報提供を行うとともに、土砂災害等の防止対策を検討する。

ウ 土砂災害危険箇所及び施設の点検を実施する。

第3章 災害復旧計画

第1 基本方針

林野火災跡地の速やかな復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良普及を行う。

第2 主な活動

森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを行う。

第3 活動の内容

(1) 基本方針

事業者による森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを支援する。

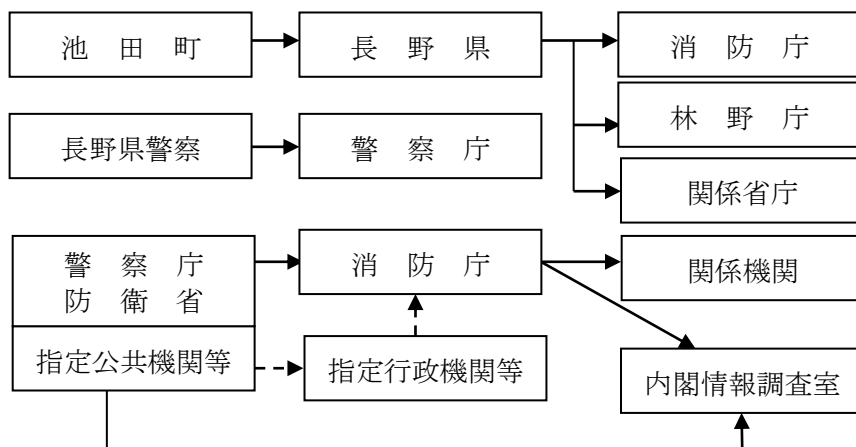
(2) 実施計画

ア 豪雨地帯や消防水利の悪い地域においては、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに関係者等に対する普及啓発を行う。

イ 保安林及び、保安林の指定を行い管理していく必要のある公益的に重要な森林においては、土砂の移動を防止するための柵工・土留工等の施設と組み合わせて植栽し、森林を造成する。

(3) 林野火災における連絡体制

ア 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

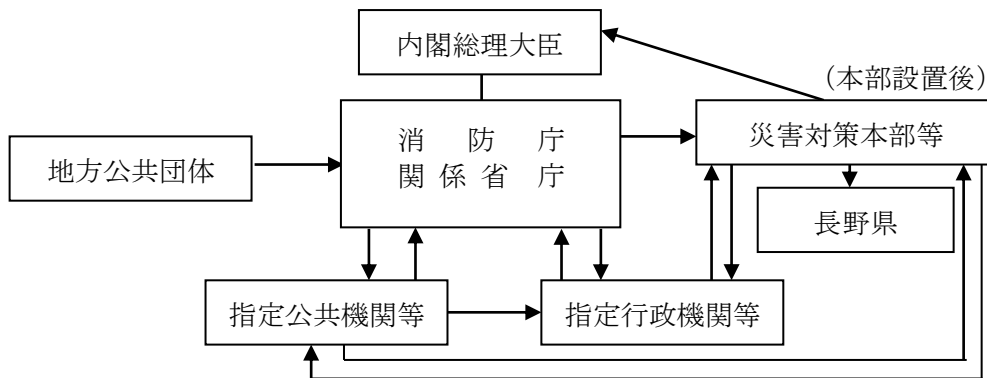


大規模な場合（----->は、指定公共機関等の場合）

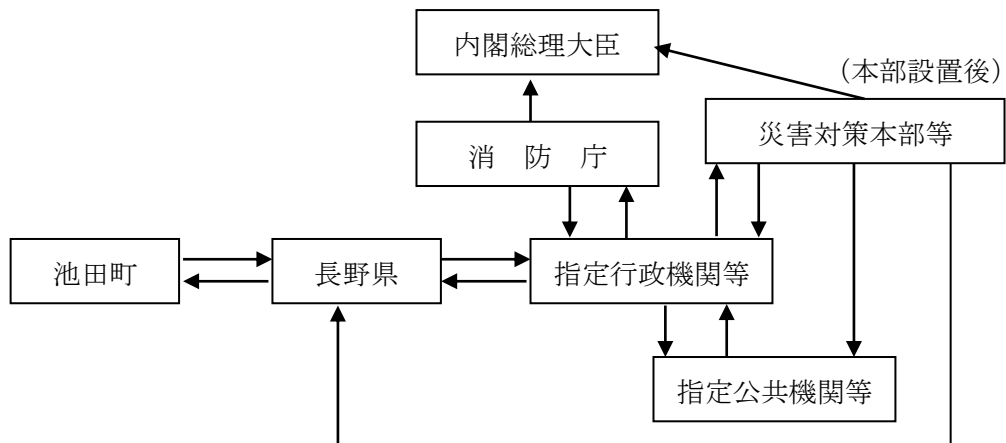
その他の災害対策編

林野火災対策編

イ 一般被害情報等の収集・連絡



ウ 応急対策活動情報



※ この図は、地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村等との連絡体制を含めた体制の概要を図示したものである。

原子力災害対策編

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

第1 計画の目的

原子力事業所の事故等による放射性物質又は放射線の拡散に対して、町、県、防災関係機関、原子力事業者及び町民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。

第2 定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- (2) 「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第2条第1項第1号に規定する被害をいう。
- (3) 「原子力事業者」とは、原災法第2条第1項第3号に規定する事業者をいう。
- (4) 「原子力事業所」とは、原災法第2条第1項第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- (5) 「特定事象」とは、原災法第10条第1項に規定する事象をいう。
- (6) 「原子力緊急事態」とは、原災法第2条第1項第2号に規定する事態をいう。
- (7) 「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、傷病者、外国人、児童、乳幼児、妊産婦等、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難する等の災害時の一連の行動をとるために支援を要する者をいう。

第3 計画の対象とする災害

県内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「予防的防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね半径5Km）」及び「緊急防護措置を準備する区域（原子力事業所からおおむね半径30km 圏内）」にも本県の地域は含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が緊急防護措置を準備する区域より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力事業所の事故により放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲に及び、町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

第2節 防災の基本方針

近隣の原子力事業所所在県及び原子力事業所等からの情報収集、並びに町民等への連絡及びモニタリング体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等、原子力災害に的確に対応した防災対策を講じる。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

2 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

3 原子力事業者

原子力事業者は、原災法第3条の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性がある場合を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、最大の努力を持って必要な措置を講ずる。

4 防災関係機関

指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、他の災害対策と同様に、相互に協力し、防災活動を実施又は支援する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

特に原子力災害対策として処理すべき事務又は業務

- 1 放射性物質又は放射線の拡散情報等に関する伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。
- 2 町民等の退避、避難、立入制限及び広域避難に関すること。

その他の災害対策編

原子力災害対策編

- 3 災害時における環境放射線モニタリング等に関すること。
- 4 健康被害の防止に関すること。
- 5 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。
- 6 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること。
- 7 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。
- 8 汚染物質の除去等に関すること。
- 9 その他原子力防災に関すること。

第2章 災害に対する備え

放射性物質又は放射線の拡散に対する第3章に掲げる災害応急対策が、迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、次の対応を行う。

なお、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

1 モニタリング等

町及び県が相互に連携し、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時から環境放射線モニタリングを実施する。

2 屋内退避、避難誘導等の防護活動

- (1) 広域的な避難に備えて他の市町村と指定避難所の相互提供等について協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。
- (2) 施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建築物を退避所又は指定避難所とするよう努める。

3 健康被害の防止

必要に応じて汚染検査体制の把握、準備及び医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しを把握する。

4 原子力防災に関する町民等に対する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには、平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であることから、町、県及び原子力事業者は、町民等に対し必要に応じて次の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (3) 放射線防護に関すること
- (4) 関係機関が講じる対策の内容に関すること
- (5) コンクリート屋内退避、避難に関すること
- (6) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること

第3章 災害応急対策

第1節 基本方針

放射性物質又は放射線の拡散から、町民の生命、身体、財産を保護するため、町、県、防災関係機関はできる限り早期に的確な応急対策を実施する。

なお、大規模自然災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

第2節 情報の収集・連絡活動

1 情報の収集及び連絡体制の整備

- (1) 新潟県及び静岡県等に立地する原子力発電所で特定事象が発生した場合、県等に対し情報の提供を求め、事故の状況、町内への影響等の把握に努める。
- (2) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線が広範囲に拡散し、町内において屋内退避又は避難が必要となる恐れのある場合、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配置する。
- (3) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線が広範囲に拡散し、町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となった場合、原子力災害合同対策協議会へ職員を派遣し、原子力事業所の状況、モニタリング情報、町民避難・屋内退避等の状況に加え、国及び所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、県等が行う応急対策について必要な調整を行う等、原子力災害合同対策協議会との連携を図る。
- (4) 県と連携を密にして情報の把握に努める。

2 通信手段の確保

必要に応じ情報連絡のための通信手段を確保する。

第3節 活動体制

1 活動体制

(1) 警戒本部の設置

ア 設置基準

町長は、次に掲げる状況になった場合、警戒本部を設置し事故に関する情報収集及び情報提供を行う。

- (ア) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線が広範囲に拡散し、町

その他の災害対策編

原子力災害対策編

内において屋内退避又は避難が必要となる恐れのあるとき。

(イ) その他町長が必要と認めたとき

イ 組織

本部長：町長、副本部長：本部長の指定する者、本部員：関係部課長等

ウ 所管事務

情報の掌握及び指示の徹底、各部課の情報交換、対応の調整等

エ 警戒本部の廃止

概ね次の基準による。

(ア) 災害対策本部が設置されたとき。

(イ) 町内において屋内退避又は避難の恐れがなくなったと認められるとき。

(2) 災害対策本部の設置

ア 設置基準

町長は、次に掲げる状況になった場合、災害対策本部を設置する。

(ア) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線が広範囲に拡散し、町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき。

(イ) その他町長が必要と認めたとき。

イ 組織

池田町災害対策本部条例（昭和 38 年 8 月 7 日条例第 15 号）の定めにより、次のとおりとする。

本部長：町長、副本部長：本部長の指定する者

本部員：教育長、関係部課長等

ウ 所管事務

池田町災害対策本部の事務所掌に定める事務

エ 災害対策本部の廃止

概ね次の基準による。

(ア) 町内において屋内退避又は避難の必要がなくなったとき。

(イ) 町長が、原子力災害に関する対策の必要がなくなったと認めるとき。

2 国の職員及び専門家等の派遣要請

町内において屋内退避又は避難が必要となる恐れがある場合、必要に応じて県又は原子力事業者に対し、専門家又は職員の派遣を要請する。

第4節 モニタリング等

原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線が広範囲に拡散し、町内において屋内退避又は避難が必要となる恐れのあるとき次の対応を実施する。

1 災害時のモニタリング

必要に応じてモニタリングを実施するとともに、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。

2 放射性物質濃度の測定

必要に応じて放射性物質濃度の測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

第5節 健康被害防止対策

1 健康被害防止対策の実施

必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。

第6節 町民等への的確な情報伝達

1 町民等への情報伝達活動

町民等に対し的確な情報提供及び広報を、多様な媒体を活用して迅速に行う。
情報提供及び広報にあたっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、県等と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間が生じないよう定期的な情報提供に努める。

2 町民等からの問い合わせに対する対応

必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに町民等からの問い合わせに対応する。

第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動

1 屋内退避及び避難誘導

- (1) 当町に対し原子力緊急事態が宣言され、原子力災害対策特別措置法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避の勧告又は避難に関する指示があった場合、町民等に次の方法により情報を提供する。

その他の災害対策編

原子力災害対策編

ア 報道機関によるラジオ、テレビ、新聞等を通じた報道

イ 警察署・交番等での情報提供や、必要に応じてパトロールカーによる巡回、
広報活動

ウ 消防本部の広報車両等による広報活動

エ 防災行政無線や広報車両等による広報

オ 小中学校等については、町教育委員会を通じて連絡、指示

カ 必要に応じて関係機関や電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者に対して町民
への適切な呼びかけを依頼

キ インターネット、ホームページを活用した情報提供

(2) 内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき、又は原子力
緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間にお
いて町民等の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するた
め特に必要があると認めるときは、町民等に対する屋内退避又は避難の指示等
の措置をとる。

ア 屋内退避対象地域の町民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指
示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災
害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は指定避
難所を開設する。

イ 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射
線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。

ウ 退避・避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、警察、消防等と協力
し、町民等の退避・避難状況を的確に把握する。

エ 退避所又は指定避難所の開設に当たっては、退避所又は指定避難所ごとに避
難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について
避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。

オ 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによ
るリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康
を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、
その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者
とそれ以外の者との分、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの
手指衛生等の感染対策を実施する。

なお、「原子力災害対策指針（最新改定日令和4年7月6日）」で示されている
屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。

基準の概要	初期設定値 (※1)	防護措置の概要
<p>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</p>	<p>500μSv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率（※2））</p>	<p>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 （移動が困難な者の一時屋内退避を含む）</p>
<p>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物（※3）の摂取を制限するとともに住民等を1週間程度内に一時移転（※4）させるための基準</p>	<p>20μSv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率</p>	<p>1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。</p>

- ※1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には改定される。
- ※2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。

2 広域避難活動

- (1) 町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施について協力を要請する。
- (2) 町長は、避難者を把握するとともに、町民等の避難先を指定し、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- (3) 避難者を受け入れる場合は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。
- (4) 町及び県は、必要に応じ、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、

原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、避難者等が避難又は一時移転し避難所等に到着した後に、避難者等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとする。

第8節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送体制の確立

- ア 緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要な調整を行う。
- イ 人員、車両等に不足が生じたときは、必要な支援を県に要請する。

2 緊急輸送のための交通路の確保

緊急輸送のための交通路確保について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、交通規制を実施するとともに、交通情報の提供を行う。

第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等

1 飲料水、飲食物の摂取制限

国及び県からの指示又は要請があったとき、又は放射線被ばくから町民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとる。

2 農林畜水産物の採取及び出荷制限

国及び県からの指示があったとき、又は放射線被ばくから町民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準

(1) 放射性ヨウ素

対 象	放射性ヨウ素の基準値
飲料水	300ベクレル/キログラム
牛乳・乳製品	
野菜類(根菜・芋類を除く)、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000ベクレル/キログラム

(「原子力災害対策指針(令和4年7月6日)」より)

(2) 放射性セシウム

対 象	放射性セシウムの基準値
飲料水	10ベクレル/キログラム
牛乳	50ベクレル/キログラム
一般食品	100ベクレル/キログラム
乳児用食品	50ベクレル/キログラム

(厚生労働省省令及び告示より)

第10節 県外からの避難者の受入れ活動

1 避難者の受入れ

(1) 緊急的な一時受入れ

必要に応じて、町の施設等を一時的な避難所として開設する。

なお、受入れにあたっては、要配慮者及びその家族を優先する。

(2) 短期的な避難者の受入れ

ア 被災自治体等から避難者受入れの要請があった場合には、緊急的な一時受入れと同様に、町の施設により対応する。

イ 上記による受入れが困難な場合は、関係団体と協議のうえ、ホテル・旅館等を借り上げて避難所とする。

(3) 中期的な避難者の受入れ

ア 避難者に対しては、町営住宅への受入れを行う。

イ 必要に応じて民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として提供する。

ウ 長期的に本町に居住する意思のある者については、住居、就業等の相談に対応する等、定住支援を行う。

2 避難者の生活支援及び情報提供

(1) 町内に避難を希望する避難者に対しては、住居、生活、医療、介護、教育等の多様な要望を把握し、必要な支援につなげる。

(2) 避難者に関する情報を活用し、避難者に対し居住地市町村からの情報を提供するとともに、県及び県内市町村からの避難者支援に関する情報を提供する。

第4章 災害からの復旧・復興

国、県、町及び原子力事業者は、相互に連携しながら、必要な復旧・復興対策を講じる。

1 放射性物質による汚染の除去等

国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

2 その他災害後の対応

- (1) 災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。
- (2) 関係機関と協力してモニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。
- (3) 原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、関係団体等と連携し、かつ報道機関等の協力を得て、農林水産業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。
- (4) 住民等からの心身の健康に関する相談に応じる。

第5章 核燃料物質等輸送事故災害への対応

核燃料物質等の輸送中に係る事故により、放射性物質若しくは放射線が広範囲に拡散し、町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はその恐れのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

なお、下記以外の項目については「第2章災害に対する備え」「第3章災害応急対策」「第4章災害からの復旧・復興」を準用する。

- 1 原子力事業者及び原子力事業者から核燃料物質等の運搬を委託された者の対応
運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速かつ的確に行う。また、事故が発生した場合に備え、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、及び迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。
 - (1) 安全規制担当省庁、警察及び消防機関に対する迅速な報告・通報
 - (2) 消火、延焼防止
 - (3) 立入禁止区域の設定
 - (4) 避難のための警告
 - (5) 汚染の拡大防止及び除去
 - (6) 放射線の遮蔽
 - (7) 放射線障害を受けたおそれのある者等の救出及び避難支援等の応急の措置

- 2 警察及び消防機関の対応
 - (1) 警察は、事故の通報を受けた際、事故の状況に応じて警察職員の安全確保を図りつつ、事業者と相互に協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するための体制を整備する。また、警察は、県等防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備する。
 - (2) 消防機関は、事故の通報を受けた際、事故の状況に応じて消防機関の安全確保を図りつつ、事業者と相互に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するための体制を整備する。
また、市町村、防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備する。

火山災害対策編

第1章 災害予防計画

第1節 火山災害に強いまちづくり

(全部局)

第1 基本方針

地域の特性に配慮しつつ、火山災害に強い町づくりを行う。

県内には浅間山、焼岳、御嶽山、乗鞍岳、横岳、アカンダナ山の6火山、隣接する県境付近には草津白根山、新潟焼山、妙高山、弥陀ヶ原の4火山の合計10の活火山があり、比較的当町に近い火山としては焼岳、アカンダナ山、乗鞍岳、新潟焼山となるが、距離的には爆発・噴火による甚大な被害を被る危険性は少ないものと推測される。

しかし、爆発・噴火の規模によっては降灰等の被害も予想されるため、常に万全の注意を払い、災害発生時には迅速かつ的確な応急対策をとる必要がある。

第2 計画の内容

1 現状及び課題

県内には、概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山（活火山）が6つあり、火山噴火等に係る災害から地域、町民並びに観光客の生命、身体、財産を保護するため関係機関の協力を得て火山災害対策活動を実施する。

特に、近年の住宅環境の変化やライフライン等への依存の増大により、災害の及ぼす影響も多様化しており、災害に強いまちづくりが必要となっている。

2 計画の内容

(1) 火山災害に強いまちづくり

ア 必要に応じ、警戒避難対策の推進、町民等への情報提供等を効果的に行うため、火山災害にも考慮した防災マップ等の整備を推進する。

イ 登山者や旅行者等、火山を訪れる人々に対する適切な情報提供と安全対策の構築に努める。

ウ 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。

エ 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、火山防災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(2) 火山災害に対する建築物等の安全性の確保

その他の災害対策編

火山災害対策編

不特定多数の者が利用する建築物等については、火山災害に対する安全性の確保についても配慮する。

(3) ライフライン施設等の機能の確保

ア ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設や廃棄物処理施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

イ ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。

(4) 降灰対策

火山噴火に伴う降灰が町民生活等に及ぼす支障の軽減に努める。

(5) 災害応急対策等への備え

災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び町民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。

第2節 災害発生直前対策

(総務課)

第1 基本方針

火山災害の発生の恐れがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ情報伝達体制、避難誘導體制を整備しておく必要がある。

なお、火山災害については、その活動状況から噴火等の災害発生の危険性をある程度予測することが可能であり、被害を軽減するために噴火警報・予報等の伝達、迅速な避難誘導等の災害発生直前の対策が重要である。また、要配慮者が迅速に避難等できるよう対策を講じることが必要である。

第2 主な取り組み

- 1 火山の異常（噴火警報・予報等）を把握した際の町民等に対し、わかりやすい情報提供及び情報伝達手段の体制を整備する。
- 2 噴火警報・予報で発表される噴火レベルや警戒事項等に応じた防災対応を行う。

第3 計画の内容

1 噴火警報・予報等の町民等に対する伝達体制の整備

火山活動等に異常がみられ、噴火警報・予報、降灰予報等及び火山の状況に関する解説情報が発表された場合には、町民等に対して情報を迅速に伝達する。

また、気象台、県、関係機関との連携をとりながら、火山活動に異常が生じた際に、関係者への情報伝達活動が円滑に行えるよう体制の整備を図る。

2 特別警報発表時の周知措置

県、消防庁等から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合、又は自ら知った時は、直ちにその内容を町民等、所在の官公署に周知する措置を取る。

なお、周知のあたっては、同報系防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能等のあらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。

3 避難誘導體制の整備

ア 火山噴火等により、町民の生命、身体等に危険が生じる恐れのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく必要がある。

イ 県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の

その他の災害対策編

火山災害対策編

具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

- ウ 指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第3節 情報の収集・連絡体制

(総務課・振興課)

第1 基本方針

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を講じることが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

町、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備と、情報が確実に伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てる。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図るとともにわかりやすい情報提供、関係機関の連携強化に努める。
- 2 町・県は、防災関連情報のデータベース化を図り、防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。
- 3 確実に情報が伝達されるよう情報伝達手段の多ルート化を推進する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。町、県、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めることが必要である。

また、火山に関する情報（以下「火山情報」という。）を一般の人々が行動に結び付けることができるよう分かりやすい内容にすることが必要である。

(2) 実施計画

ア 県及び関係機関と連携し、最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図る。

イ 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施することとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておく。

ウ 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。

エ 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点としたネットワークの活用を図る。

オ 総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究する。

カ 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。

キ 情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用を推進する。

ク 意見聴取・連絡調整のため、災害対策本等に関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

その他の災害対策編

火山災害対策編

2 情報の分析整理

町・県は平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等の共有化と町民への周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図り、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり、使用不能となるケースがあった。災害対策において、情報収集は欠かせない前提条件であり、情報通信手段を多ルートで設定することが求められる。

また、火山情報の伝達は、火山周辺の情報インフラが必ずしも充実しているとは限らないため、特に登山者等への伝達を確実にするため、伝達手段の多重化が必要である。

(2) 実施計画

ア 防災行政無線については、機器の定期的な検査等を行い円滑な通信の確保を図る。

イ 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所への設置を図る。

ウ 災害時にアマチュア無線局の協力により、情報の提供が得られる体制を構築するよう努める。

エ 大規模災害時を想定した非常通信訓練を行う。

オ 衛星携帯電話、MCA移動無線、公共安全LTE（PS-LTE）等の移動系の応急対策機器の整備を図る。

カ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）、震度情報ネットワークその他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

第4節 活動体制計画

(総務課、振興課)

第1 基本方針

災害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が必要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等、発災時における活動体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 職員の配置活動体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。
- 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図るとともに、火山近隣地域の火山防災協議会の総合調整を行う。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
- 5 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 職員の参集・活動体制

(1) 現状及び課題

災害等による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

(2) 実施計画

ア 職員の非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。

その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保について検討する。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制を検討する。

イ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等を整備するとともに、マニュアルに基づく訓練を実施する。

ウ 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の火山専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを構築する。

エ 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす災害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに、組織間の応援協力体制が必要である。

現在、町及び県にそれぞれ防災会議が設置されているが、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 災害対策基本法第 16 条に基づき池田町防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画に基づき対策を実施する。

イ 火山防災協議会

活動火山対策特別措置法第 4 条第 2 項に規定されている、国、市町村、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、噴火時の避難体制等の検討を共同で行うための協議会（以下「火山防災協議会」という）を設置し、火山防災体制の整備を行う。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備を行う。

3 防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

また、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、通信途絶に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する防災機能の確保等に努める。

また、上記施設が機能不全となった場合を想定し、防災中枢機能の復旧、代替機能の確保体制の構築を図る。

(ア) 災害対策本部が被災し機能しない場合の代替施設の確保策を検討する。

(イ) 町有施設の診断を行い、必要に応じ改修、整備を行う。

イ 長期間の停電や、通信途絶を想定した設備の整備、強化を検討する。

4 複合災害への備え

(1) 現状及び課題

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対策が困難となる可能性を認識し、備えを充実する。

(2) 実施計画

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じる等の可能性に留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画をあらかじめ定めるとともに、早期の外部への支援の要請についても検討する。

5 業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施計画

ア 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。

イ 実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保とともに、定期的な教育・訓練・点検等を通じた経験の蓄積や、計画の評価・検証等を踏まえるとともに、状況の変化等に応じた計画や体制の見直しを行う。

第2章 継続災害への対応方針

第1節 避難対策

(全部局)

第1 基本方針

通常の一過性の災害とは異なり、火山災害においては、火山活動が長期にわたり、土石流等が反復する継続的災害となる場合も予想される。その場合、長期間にわたって、災害と「向き合う」ための情報伝達、避難等のための体制が必要となる。

第2 主な取組み

- 1 火山現象に関する情報の伝達体制を整備し、避難誘導體制を強化する。
- 2 土石流等の長期的な反復の可能性のある場合は、一時的な避難施設を整備する。

第3 取組みの内容

1 情報伝達体制の整備及び避難誘導體制の強化

(1) 基本方針

災害の長期化が予想される場合には、災害発生等の情報の伝達を迅速かつ的確なものとし、避難誘導に活かせる体制を整備して災害に備える必要がある。

(2) 実施計画

ア 災害の長期化が予想される場合には、町、県、関係機関は互いに協力しあって、観測所等の観測情報、災害発生の情報等が関係機関や町民にいち早く伝達され、町民が迅速に避難するとともに、現場で応急対策を行う防災関係業務の従事者等が、避難できるようソフト面、ハード面の整備を行う。

イ 町は、避難勧告・避難指示(緊急)の基準の設定、町民への通報体制の整備、避難誘導體制の整備、警戒区域の設定等を行う。

2 一時的な避難施設の建設

町及び県は、火山活動の活発化、降灰等による被害が予想される場合等に、一時的に町民等が避難できる施設を整備する。

第2節 安全確保対策

(全部局)

第1 基本方針

雲仙普賢岳の噴火に見られたように、火山活動は、一度本格化すると長期化する可能性が高い。また、いつ沈静化するかの予測は難しく根気強い監視が必要である。

また、災害が長期化した場合には、町民の生活を確保するため、応急仮設住宅等を建設する。場合により、災害が継続中であっても将来の復興を考慮に入れた応急活動を実施する必要がある。

第2 主な取組み

- 1 安全確保のため、的確な情報を得るよう監視体制を整備する。
- 2 町民生活の安定を確保するため、必要に応じて、応急仮設住宅等を建設する。
- 3 将来の復興を考慮した計画的な応急対策を実施する。

第3 取組みの内容

1 火山泥流、土石流等に対する安全確保対策

(1) 基本方針

監視等より得られる情報を、早急かつ的確に処理し、警戒避難に関する情報を提供する。

(2) 実施計画

火山活動の情報に基づき、的確な警戒避難体制を敷くための体制を整備する。

2 応急仮設住宅、災害公営住宅の建設等

(1) 基本方針

災害が長期化した場合には、安定した町民生活を確保するため、必要に応じて応急仮設住宅、災害公営住宅を建設等する。

(2) 実施計画

ア 応急仮設住宅

(ア) 災害救助法が適用された場合

a 県に対し、町有地又は私有地を提供し、応急仮設住宅を整備する。ただし、私有地を提供する場合は、町は敷地所有者と賃貸契約を行う。

なお、敷地所有者から契約期間の履行について法律的担保を求められた場合は、裁判所において即決和解を行う。

b 県の委任を受けて、町は公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

その他の災害対策編

火山災害対策編

- c 被災者の状況調査をし、入居者の決定の協力を行う。
- (イ) 災害救助法が適用されない場合
 - a 必要となる応急仮設住宅の設置戸数を決定する。
 - b 建設用地を確保する。ただし、私有地については、(ア) a のただし書きを準用する。
 - c 応急仮設住宅の設計を行う。
 - d 建設業者との請負契約を行い、建設工事を施工する。
 - e 工事監理、しゅん工検査を行う。
 - f 入居者の決定には、高齢者、障がい者等の優先的入居に配慮する。
 - g 応急仮設住宅の維持管理を行う。
- イ 災害公営住宅
 - 被災地域で500戸以上、若しくは、当町域内で200戸以上又は1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅を建設する。
- ウ 既存の公営住宅の再建
 - 既存の公営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

3 将来の復興を考慮した対策

継続的な災害の場合には、災害が継続中であっても、必要に応じて復興のための措置を実施する必要がある、応急活動と復旧活動を同時に行わなければならない場合がある。

町及び県は、連携を図り応急活動の段階から、将来の災害に強いまちづくりを視野に入れた、応急活動が復興の第一歩となるよう対策を講じる。

第3節 被災者の生活支援対策

(全部局)

第1 基本方針

火山災害が長期化した場合、地域に経済的、社会的に重大な影響が及ぶことが予想される。

一日も早い地域の復興のためには、必要により、災害が継続中であっても、安全性に配慮しつつ被災者の生活再建のための支援や、被災した施設の復旧等の復興へ向けた措置を実施する必要がある。

第2 主な取組み

- 1 被害継続中において生活支援等の被災者支援策を実施する。
- 2 被災施設の復旧等、復興を図る措置を講ずる。

第3 取組みの内容

1 生活支援等の被災者支援策

(1) 基本方針

災害が長期化した場合、被災者は職場そのものを失ったり、事業再開の見通しが立たない、さらには農地の荒廃に伴い農業の継続が困難になる等、生活のための収入の道を断たれ、生活再建が困難となる場合も予想されることから、被災者の生活再建のためには、早期かつ積極的な支援策が必要となる。

(2) 実施計画

災害が長期化し、被災者の生活の再建が困難となった場合、被災者の生活支援のため次の支援策を検討する。

- ア 生活安定のための支援（生活資金の貸付等）
- イ 住宅の確保（住宅再建時の助成及び資金の融資）
- ウ 事業活動の維持、再建への支援（金融対策、移転再開経費等の援助等）
- エ 再就職の確保と雇用の安定（職業訓練、就職奨励）

2 被災施設の復旧等、復興を図る措置

災害の長期化により、地域社会に重大な影響が及ぶ場合、災害継続中においても被災した施設の復旧にとどまらず、被災地域全体の復興のための措置が必要となる。

被害が広範囲にわたり地域社会に重大な影響が生じている場合、町及び県は関係機関の協力を得て地域の特性、災害の特性を考慮したうえで、地域全体の復興のため総合的、広域的な対策を講じる。

また、公共施設が被災した場合、災害継続中であっても、火山活動の状況を踏まえつつ、できる限り安全な場所に同等の機能を果たす施設の再建を行う。